

資料 1
(修正後)

鈴鹿亀山地区広域連合 第 8 期介護保険事業計画

〔素 案〕

目 次

第1章 総 論	1
I 計画の策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
II 計画の基本的な考え方	4
1 基本理念	4
2 基本理念の実現に向けた考え方	5
3 基本目標	6
4 施策の体系	7
5 日常生活圏域の設定と地域包括支援センターの機能強化	8
6 人口及び要介護認定者数の推計	12
III 基本理念の実現に向けた考え方	22
1 地域の包括的なネットワークの深化・推進	24
2 医療と介護の連携	25
3 介護予防と生活支援サービスの提供	26
4 認知症施策の推進	27
5 家族介護者の支援	28
6 安定した居住環境の確保	29
7 安心安全の体制づくり	30
第2章 各 論	31
I 地域包括ケアシステムの構築を推進するために ～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～	32
1 地域ケア会議の推進	32
2 総合相談と情報提供の充実	34
3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実	36
4 在宅療養生活の支援	40
5 認知症施策の推進	42
6 高齢者の尊厳の保持	46
7 家族介護者への支援	48
8 安定した居住環境の確保	50
II 介護が必要となっても安心して暮らせるために ～介護サービスの提供体制の確保とサービスの充実～	51
1 サービス提供基盤の整備	51
2 介護保険サービスの給付見込	56
3 事業費の見込と保険料の設定	63
III サービスを安心して利用できるために ～介護保険制度の円滑な運営～	71
1 所得に応じた費用負担	71
2 介護給付の適正化	73
3 事業者に対する相談・指導及び情報提供の推進	76
4 災害や感染症等への備えの充実	78
5 事業の推進体制	79

第 1 章 総 論

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

鈴鹿亀山地区広域連合（以下「広域連合」という。）では、鈴鹿市及び亀山市（以下「二市」という。）を構成市として、介護保険事業の円滑で効率的な実施、介護サービスの質の平準化、介護保険財政の安定化を図るとともに、広域連合管内の住民の福祉向上のため、平成12（2000）年から介護保険事業計画を策定し、事業の実施に取り組んでいます。

介護保険制度の開始から約20年が経過し、介護保険サービスの利用者、介護保険サービスの提供事業者はともに大幅に増え、介護を必要とする人にとって、介護保険は必要不可欠なものへと普及、浸透してきましたといえます。

その一方で、日本での高齢化はさらに進み、いわゆる団塊の世代が75歳を迎える「2025年」には、65歳以上の高齢者の人口がピークを迎えるとともに、支え手となる世代が急減する「2040年問題」が間近に迫っています。

これからも、介護保険制度を持続させるとともに、超高齢化社会に対応し、高齢者の方々が、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らし続けることができる社会である「地域共生社会」の実現に向けた介護保険事業の取組である、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が不可欠であり、これまでの取組以上に、その歩みをさらに加速させなければなりません。

また、広域連合においては、地域密着型サービスの指定権限や、居宅介護支援事業者の指定権限などが県から移譲され、保険者の権限が拡大するとともに、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように地域の環境を整えることが、保険者の機能として新たに求められています。

このような背景から、高齢者を「地域で支え合う」しくみを充実することにより「地域共生社会」の実現を推進し、鈴鹿亀山地区ならではの「地域包括ケアシステム」の深化・推進をめざすとともに、介護保険事業の持続可能で円滑な運営をめざし、第8期介護保険事業計画（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、介護保険法第 117 条に規定される「介護保険事業計画」であり、二市がそれぞれ策定する「高齢者福祉計画」と一体のものとして作成するとともに、上位計画である二市の「地域福祉計画」との整合を図るものとします。あわせて、三重県において策定される「介護保険事業支援計画」との整合を図るものとします。

3 計画の期間

本計画は、第 6 期介護保険事業計画、第 7 期介護保険事業計画（以下、「第 7 期計画」という。）に引き続いて令和 7（2025）年を念頭に置きつつ、令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度までの 3 年間を計画期間とします。さらに、令和 22（2040）年を見据え、長期的な見通しの中で、必要な方策を打ち出すこととします。



Ⅱ 計画の基本的な考え方

1 基本理念

住み慣れた地域で、いつまでも 自分らしく暮らせる長寿社会の創造

介護保険制度が始まって約 20 年が経過し、その間、必要な人が必要な介護サービスを受けることができる環境が整う一方で、高齢化は一層進み、中でも医療・介護ニーズが高まる 75 歳以上の高齢者が増え続けているのに対し、それを支える現役世代は徐々に減少していきます。

世代別人口の偏りの中で、介護保険制度が持続可能なものとして維持されていくためには、介護サービスを「介護を必要とする人が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように提供するもの」と介護保険法で示されているとおり、国民の共同連帯の理念に基づき設けられた介護保険制度である「共助」のしくみのみならず、高齢者本人の自立である「自助」そして地域での支え合い活動などである「互助」が適切に組み合わさった「住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく暮らせる長寿社会」を地域に創造していくことが必要不可欠です。

また、住み慣れた地域で、自分らしく暮らすことは誰しもの願いであり、高齢者が地域で自立した生活を営むためには、住民一人ひとりの暮らしの生きがいを地域とともに創る社会である「地域共生社会」を地域で実現し、高齢者を地域で支え合うことが求められています。

そこで、本計画の基本理念を「**住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく暮らせる長寿社会の創造**」として掲げ、二市をはじめ、さまざまな実施主体や関係機関との連携を引き続き強化し、持続可能な介護保険制度の運用を図るとともに、「地域共生社会」の実現に向けた介護保険事業の取組である、「地域包括ケアシステム」の構築をさらに深化・推進を目指した諸施策・諸事業の実施を図ります。

2 基本理念の実現に向けた考え方

基本理念である「**住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく暮らせる長寿社会の創造**」を実現するためには、二市をはじめ、さまざまな実施主体や関係機関との連携を引き続き強化し、持続可能な介護保険制度の運用を図るとともに、「地域共生社会」の実現に向けた介護保険事業の取組である、「地域包括ケアシステム」の構築をさらに深化・推進させ、基本理念の実現を目指した諸施策・諸事業の実施を図る必要があります。

そこで、令和7（2025）年、さらには令和22（2040）年までの中長期的な視野に立ち、広域連合管内における地域包括ケアシステムを深化・推進するため、第7期計画における6つの考え方を基礎とした上で、災害や感染症などへの備えの重要性を鑑みて「安心安全の体制づくり」を新たに加えた次の7つの考え方に基づき、それぞれ成果指標を定め、取組を進めていきます。

基本理念の実現に 向けた考え方

- 1 地域の包括的なネットワークの深化・推進
- 2 医療と介護の連携
- 3 介護予防と生活支援サービスの提供
- 4 認知症施策の推進
- 5 家族介護者の支援
- 6 安定した居住環境の確保
- 7 安心安全の体制づくり

3 基本目標

基本理念と基本理念の実現に向けた考え方のもと，本計画がめざす基本目標として，第7期計画に引き続き，次の3つを掲げます。

Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために

～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～

高齢者が住み慣れた地域でできる限り長く暮らし続けられるよう，心身の健康状態の維持や社会に参画する仕組みづくりを推進するとともに，安心して地域に暮らせる相談体制の充実や高度化・専門化する医療・介護ニーズに的確に対応するため「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。

Ⅱ 介護が必要となっても安心して暮らせるために

～介護サービスの提供体制の確保とサービスの充実～

介護を必要とする人が自立と尊厳を保持しつつ，住み慣れた地域，住まいで安心して暮らし続けていくために，必要なサービスを切れ目なく利用できるよう，居宅サービスと施設サービスのバランス及び各サービスの地域的なバランスを取りながら，家族介護者の離職防止や病床の機能分化・整理に伴う医療需要への対応の視点も踏まえて，介護サービスの提供体制の確保・充実を図ります。

Ⅲ サービスを安心して利用できるために

～介護保険制度の円滑な運営～

誰もが安心して介護サービスを利用できるよう，サービスの質の向上を図るとともに，低所得者対策等を継続して実施します。併せて，介護保険制度の安定的かつ円滑な運営に向けて，介護サービスの利用者や事業者に対して事業への理解を促すとともに，利用の適正化を図ります。

4 施策の体系

基本理念「住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく暮らせる長寿社会の創造」

基本理念の実現に向けた考え方

- 1 地域の包括的なネットワークの深化・推進
- 2 医療と介護の連携
- 3 介護予防と生活支援サービスの提供
- 4 認知症施策の推進
- 5 家族介護者の支援
- 6 安定した居住環境の確保
- 7 安心安全の体制づくり

基本目標	施策の方向	ページ
Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために ～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～	1 地域ケア会議の推進	32
	2 総合相談と情報提供の充実	34
	3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実	36
	4 在宅療養生活の支援	40
	5 認知症施策の推進	42
	6 高齢者の尊厳の保持	46
	7 家族介護者への支援	48
	8 安定した居住環境の確保	50
Ⅱ 介護が必要となっても安心して暮らせるために ～介護サービスの提供体制の確保とサービスの充実～	1 サービス提供基盤の整備	51
	2 介護保険サービスの給付見込	56
	3 事業費の見込と保険料の設定	63
Ⅲ サービスを安心して利用できるために ～介護保険制度の円滑な運営～	1 所得に応じた費用負担	71
	2 介護給付の適正化	73
	3 事業者に対する相談・指導及び情報提供の推進	76
	4 災害や感染症等への備えの充実	78
	5 事業の推進体制	79

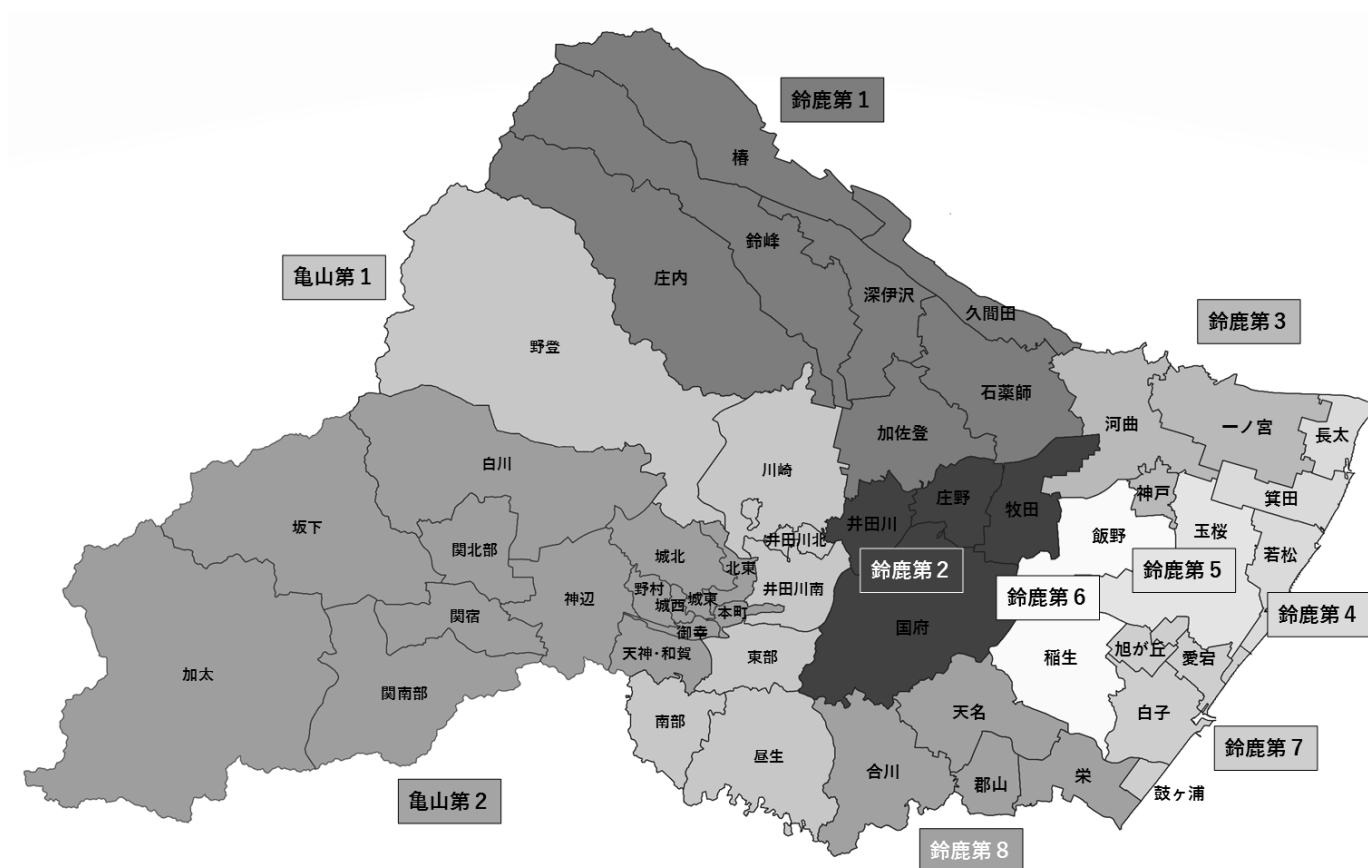
5 日常生活圏域の設定と地域包括支援センターの機能強化

広域連合管内の日常生活圏域（以下「圏域」という。）が国の想定している範囲より広いため、圏域内の高齢者が多く、地域包括支援センターが地域の高齢者を支援するにあたって目が行き届かないことや、地域との連携が図りづらいことなどに加え、社会問題の複雑化による困難事例の相談件数の増加が課題となっています。

そこで、本計画においては、国が本来想定している広さに圏域の見直しを図り、地域包括支援センターを増設するとともに、地域の課題や目標を各地域包括支援センターと共有しながら、相互に連携した効果的な取組につなげることを目指し、二市それぞれに基幹型地域包括支援センターを設置し、地域包括支援センターの体制強化を図ります。

(1) 日常生活圏域の設定

高齢者ができるだけ身近な地域で介護サービスや支援・相談等が受けられるとともに、地域包括ケアシステムの構築と、総合相談や地域密着型サービス等の提供を進めていくために圏域を見直し、鈴鹿市8圏域、亀山市2圏域の圏域を設定します。



■ 日常生活圏域の位置

■ 日常生活圏域の所管区域と担当する地域包括支援センター

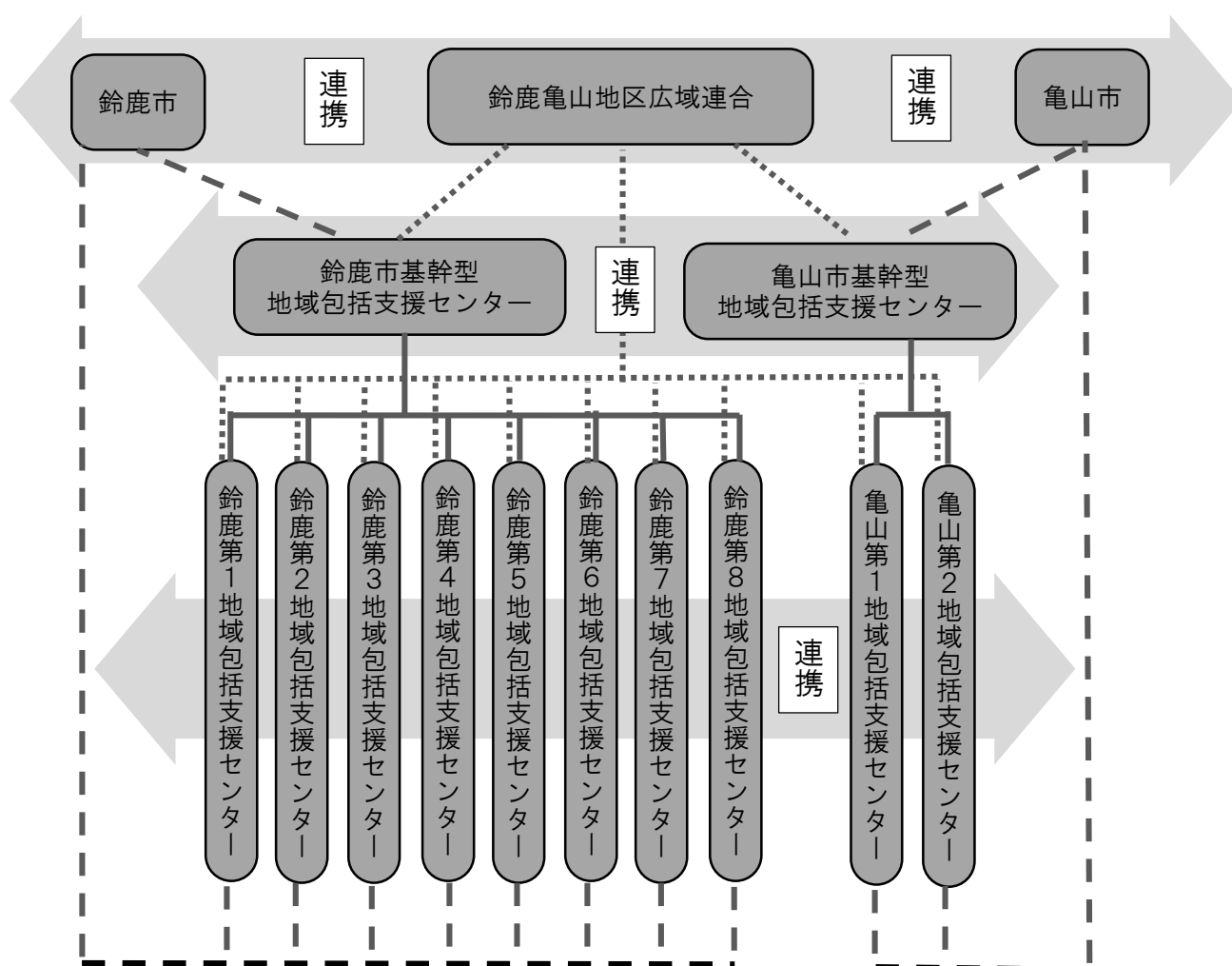
市	圏域名	地域づくり協議会名 まちづくり協議会名	地域包括支援センター名
			圏域担当
鈴鹿市	鈴鹿第1	加佐登，石薬師，久間田， 椿，深伊沢，鈴峰，庄内	
	鈴鹿第2	国府，庄野，牧田，井田川	
	鈴鹿第3	河曲，一ノ宮，神戸	
	鈴鹿第4	長太，箕田，若松	
	鈴鹿第5	玉桜	
	鈴鹿第6	稻生，飯野	
	鈴鹿第7	白子，鼓ヶ浦，愛宕， 旭が丘	
	鈴鹿第8	栄，郡山，天名，合川	
亀山市	亀山第1	昼生，井田川南，井田川北， 川崎，野登，東部，南部	
	亀山第2	白川，神辺，野村，城東， 城西，城北，御幸，本町， 北東，天神・和賀，関宿， 関北部，関南部，加太， 坂下	

(2) 地域包括支援センターの機能強化

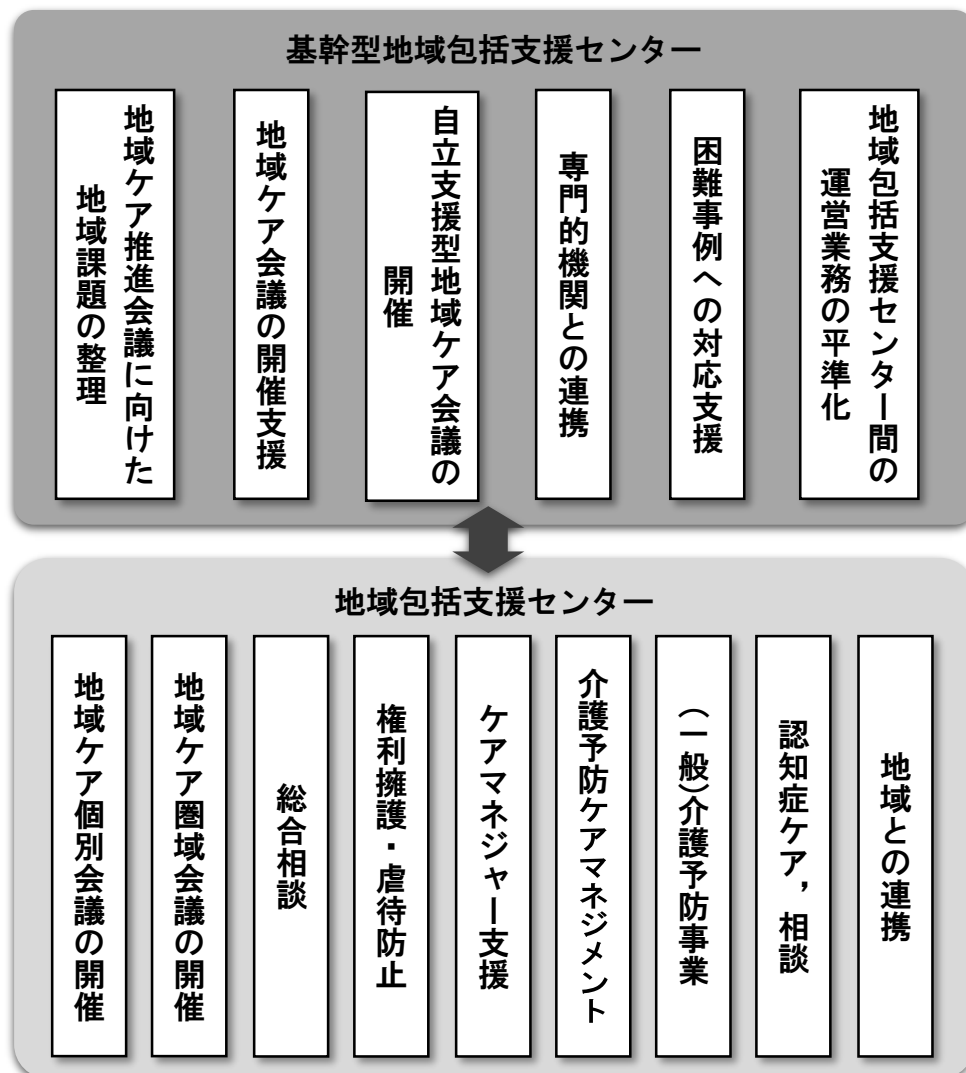
圏域の再編により、地域包括支援センターをこれまでの5か所から10か所に増設し、地域における身近な高齢者の相談窓口としての体制を強化します。また、地域包括支援センターが開催する地域ケア会議を中心に各圏域の地域課題の解決を図るとともに、地域包括ケアシステムの構築には、地域との連携が不可欠であることから、関連するあらゆる機関との連携を広げ、二市の関連部署との連携も強化していきます。

また、地域包括支援センターの増設に伴い、二市それぞれに新設する基幹型地域包括支援センターは、各圏域の地域包括支援センター間の連絡調整及び運營業務の平準化を図るほか、困難事例への対応支援、自立支援型地域ケア会議等によるケアマネジャーの指導育成、医療・介護・福祉などの専門的機関との連携、地域ケア会議の推進、二市が開催する地域ケア推進会議に向けた地域課題の整理などを行います。

今後は、基幹型を含めた12か所の地域包括支援センターを核として、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいきます。



■ 地域包括支援センター体制イメージ図



■ 地域包括支援センターの主な役割

6 人口及び要介護認定者数の推計

(1) 総人口及び高齢者人口の推移と推計

広域連合における、計画期間（令和3（2021）～5（2023）年度）及び令和7（2025）年、令和22（2040）年の人口を次のように見込みます。

65歳以上の高齢者人口は、令和2（2020）年で63,305人であったものが、令和5（2023）年には64,183人、令和7（2025）年には64,664人とゆるやかに伸び続けるものと見込まれます。一方、75歳以上の人口は令和2（2020）年の31,422人から、令和5（2023）年には34,875人、令和7（2025）年には37,410人と、大幅に増加することが見込まれます。

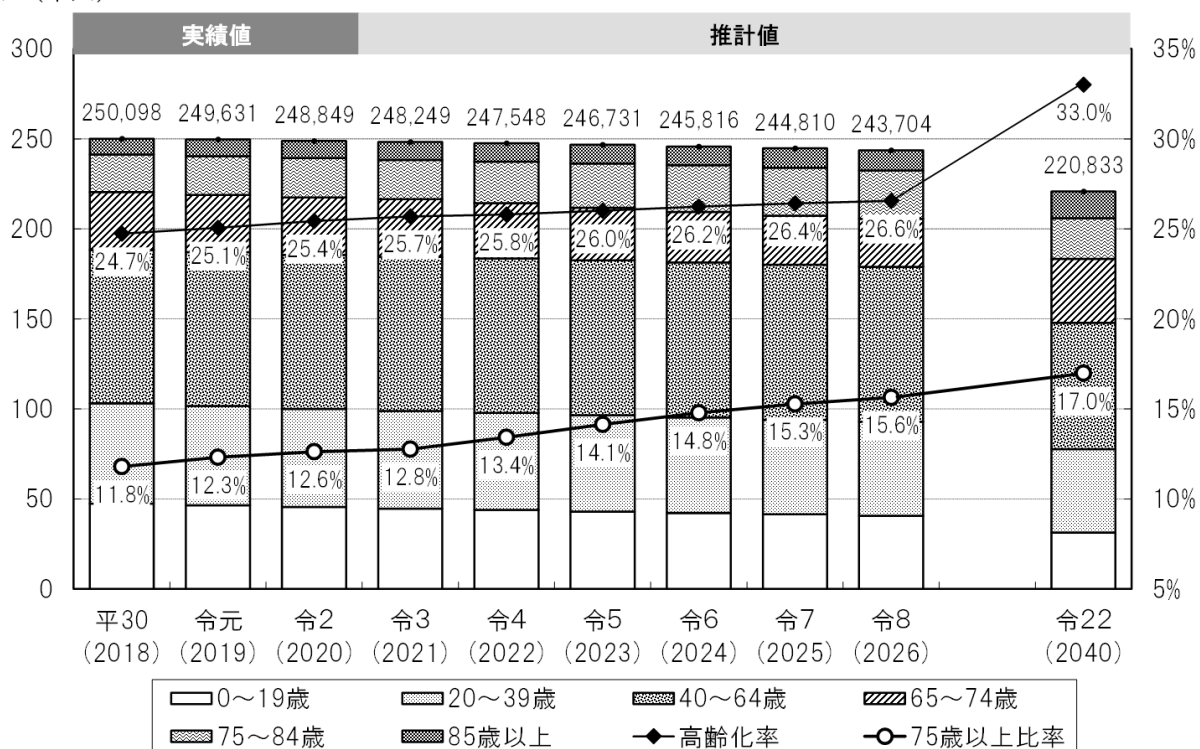
■ 年齢別人口の推移及び推計（各年度9月末時点）

項 目	実 績			推 計（計画期間）			推 計			推 計
	平 30 (2018)	令元 (2019)	令 2 (2020)	令 3 (2021)	令 4 (2022)	令 5 (2023)	令 6 (2024)	令 7 (2025)	令 8 (2026)	令 22 (2040)
総人口	250,098	249,631	248,849	248,249	247,548	246,731	245,816	244,810	243,704	220,833
40～64 歳人口	85,132	85,320	85,526	85,577	85,909	86,028	86,127	86,098	86,100	70,262
65 歳以上人口	61,884	62,542	63,305	63,783	63,894	64,183	64,482	64,664	64,720	72,906
65～74 歳	32,360	31,780	31,883	32,083	30,644	29,308	28,122	27,254	26,604	35,400
75 歳以上	29,524	30,762	31,422	31,700	33,250	34,875	36,360	37,410	38,116	37,506
高齢化率	24.7%	25.1%	25.4%	25.7%	25.8%	26.0%	26.2%	26.4%	26.6%	33.0%
75 歳以上比率	11.8%	12.3%	12.6%	12.8%	13.4%	14.1%	14.8%	15.3%	15.6%	17.0%

※令和3（2021）年度以降は、平成27（2015）～令和2（2020）年度の各年度9月末時点の住民基本台帳人口の推移をもとに、コーホート変化率法を用いて推計しています。

人口(千人)

高齢化率



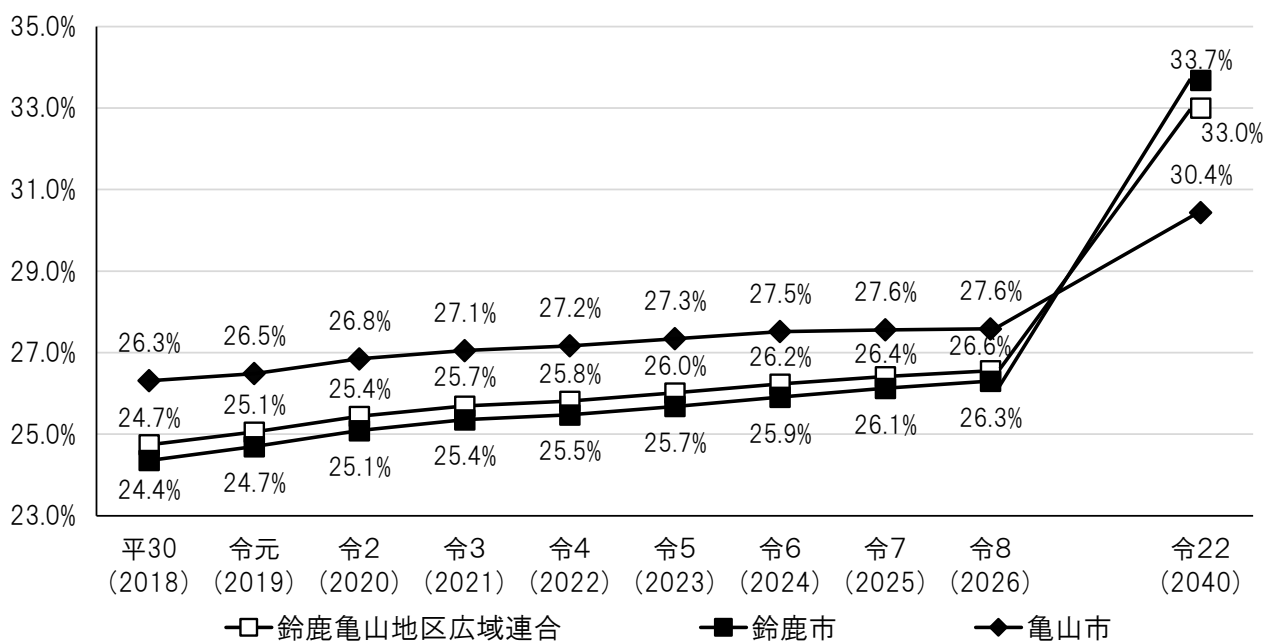
■ 日常生活圏域別人口の推移及び推計（各年度9月末時点）

項 目	実 績			推 計（計画期間）			推 計			推 計
	平 30 (2018)	令元 (2019)	令 2 (2020)	令 3 (2021)	令 4 (2022)	令 5 (2023)	令 6 (2024)	令 7 (2025)	令 8 (2026)	令 22 (2040)
鈴鹿第 1										
総人口	22, 974	22, 762	22, 538	22, 268	21, 988	21, 700	21, 405	21, 099	20, 783	16, 034
40～64 歳人口	7, 746	7, 661	7, 616	7, 574	7, 527	7, 415	7, 329	7, 238	7, 165	4, 766
65 歳以上人口	6, 984	7, 056	7, 107	7, 102	7, 051	7, 057	7, 054	7, 041	7, 000	7, 053
65～74 歳	3, 562	3, 522	3, 520	3, 486	3, 283	3, 100	2, 906	2, 788	2, 657	3, 182
75 歳以上	3, 422	3, 534	3, 587	3, 616	3, 768	3, 956	4, 147	4, 253	4, 343	3, 871
高齢化率	30. 4%	31. 0%	31. 5%	31. 9%	32. 1%	32. 5%	33. 0%	33. 4%	33. 7%	44. 8%
75 歳以上比率	14. 9%	15. 5%	15. 9%	16. 2%	17. 1%	18. 2%	19. 4%	20. 2%	20. 9%	24. 0%
鈴鹿第 2										
総人口	33, 231	33, 005	32, 786	32, 604	32, 413	32, 201	31, 969	31, 731	31, 461	26, 429
40～64 歳人口	11, 653	11, 654	11, 624	11, 608	11, 662	11, 682	11, 688	11, 657	11, 585	8, 672
65 歳以上人口	7, 964	8, 092	8, 232	8, 323	8, 355	8, 403	8, 474	8, 526	8, 562	9, 621
65～74 歳	4, 422	4, 323	4, 336	4, 380	4, 150	3, 971	3, 775	3, 670	3, 577	4, 603
75 歳以上	3, 542	3, 769	3, 896	3, 943	4, 205	4, 431	4, 699	4, 857	4, 985	5, 018
高齢化率	24. 0%	24. 5%	25. 1%	25. 5%	25. 8%	26. 1%	26. 5%	26. 9%	27. 2%	37. 2%
75 歳以上比率	10. 7%	11. 4%	11. 9%	12. 1%	13. 0%	13. 8%	14. 7%	15. 3%	15. 8%	18. 9%
鈴鹿第 3										
総人口	24, 148	24, 035	24, 015	23, 950	23, 864	23, 765	23, 660	23, 546	23, 427	20, 991
40～64 歳人口	8, 207	8, 256	8, 270	8, 284	8, 327	8, 367	8, 362	8, 361	8, 378	6, 796
65 歳以上人口	5, 751	5, 792	5, 842	5, 871	5, 858	5, 872	5, 913	5, 914	5, 916	7, 080
65～74 歳	2, 915	2, 841	2, 833	2, 854	2, 724	2, 581	2, 505	2, 421	2, 355	3, 578
75 歳以上	2, 836	2, 951	3, 009	3, 017	3, 133	3, 290	3, 408	3, 494	3, 561	3, 501
高齢化率	23. 8%	24. 1%	24. 3%	24. 5%	24. 5%	24. 7%	25. 0%	25. 1%	25. 3%	34. 3%
75 歳以上比率	11. 7%	12. 3%	12. 5%	12. 6%	13. 1%	13. 8%	14. 4%	14. 8%	15. 2%	16. 7%
鈴鹿第 4										
総人口	16, 323	16, 118	15, 997	15, 829	15, 658	15, 478	15, 292	15, 101	14, 905	11, 784
40～64 歳人口	5, 690	5, 665	5, 644	5, 592	5, 545	5, 525	5, 502	5, 432	5, 390	3, 795
65 歳以上人口	4, 607	4, 627	4, 661	4, 672	4, 667	4, 656	4, 634	4, 621	4, 584	4, 777
65～74 歳	2, 275	2, 205	2, 195	2, 191	2, 101	1, 989	1, 899	1, 866	1, 820	2, 335
75 歳以上	2, 332	2, 422	2, 466	2, 481	2, 566	2, 667	2, 735	2, 754	2, 764	2, 442
高齢化率	28. 2%	28. 7%	29. 1%	29. 5%	29. 8%	30. 1%	30. 3%	30. 6%	30. 8%	41. 2%
75 歳以上比率	14. 3%	15. 0%	15. 4%	15. 7%	16. 4%	17. 2%	17. 9%	18. 2%	18. 5%	20. 7%

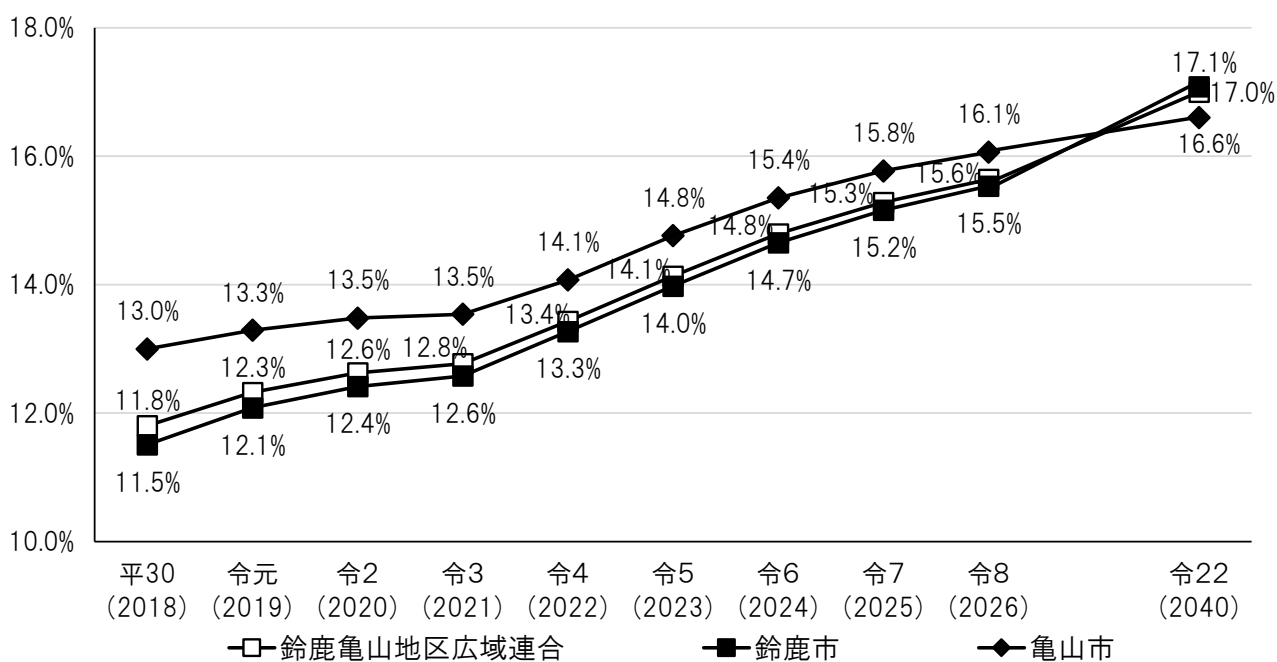
※令和 3（2021）年度以降の人口は、鈴鹿市全体、亀山市全体と同様の推計方法により圏域別に推計したのち、鈴鹿市全体、亀山市全体の推計値と圏域別の推計値の合計とが合うよう調整したものです。小数点以下の端数があるため、合計が合わない場合があります。

項 目	実 績			推 計（計画期間）			推 計			推 計
	平 30 (2018)	令元 (2019)	令 2 (2020)	令 3 (2021)	令 4 (2022)	令 5 (2023)	令 6 (2024)	令 7 (2025)	令 8 (2026)	令 22 (2040)
鈴鹿第 5										
総人口	25, 142	25, 389	25, 573	25, 756	25, 940	26, 108	26, 268	26, 414	26, 558	27, 532
40～64 歳人口	8, 477	8, 569	8, 733	8, 795	8, 961	9, 110	9, 209	9, 305	9, 414	8, 969
65 歳以上人口	5, 304	5, 440	5, 523	5, 617	5, 638	5, 670	5, 724	5, 772	5, 814	7, 577
65～74 歳	2, 955	2, 923	2, 907	2, 969	2, 844	2, 714	2, 579	2, 501	2, 456	3, 952
75 歳以上	2, 349	2, 517	2, 616	2, 648	2, 795	2, 955	3, 145	3, 271	3, 358	3, 624
高齢化率	21. 1%	21. 4%	21. 6%	21. 8%	21. 7%	21. 7%	21. 8%	21. 9%	21. 9%	27. 9%
75 歳以上比率	9. 3%	9. 9%	10. 2%	10. 3%	10. 8%	11. 3%	12. 0%	12. 4%	12. 6%	13. 1%
鈴鹿第 6										
総人口	28, 211	28, 435	28, 412	28, 577	28, 730	28, 872	29, 004	29, 125	29, 240	29, 734
40～64 歳人口	9, 346	9, 496	9, 619	9, 740	9, 885	10, 017	10, 125	10, 223	10, 314	9, 525
65 歳以上人口	5, 295	5, 360	5, 458	5, 506	5, 530	5, 545	5, 574	5, 614	5, 632	7, 364
65～74 歳	3, 019	2, 951	2, 957	2, 945	2, 774	2, 597	2, 486	2, 371	2, 296	3, 999
75 歳以上	2, 276	2, 409	2, 501	2, 561	2, 756	2, 948	3, 088	3, 243	3, 336	3, 365
高齢化率	18. 8%	18. 9%	19. 2%	19. 3%	19. 2%	19. 2%	19. 2%	19. 3%	19. 3%	25. 2%
75 歳以上比率	8. 1%	8. 5%	8. 8%	9. 0%	9. 6%	10. 2%	10. 6%	11. 1%	11. 4%	11. 3%
鈴鹿第 7										
総人口	36, 156	36, 076	36, 031	36, 043	36, 040	36, 022	35, 978	35, 912	35, 833	33, 509
40～64 歳人口	12, 525	12, 636	12, 719	12, 769	12, 852	12, 851	12, 890	12, 934	12, 945	10, 712
65 歳以上人口	8, 911	8, 938	8, 998	9, 052	9, 063	9, 131	9, 163	9, 188	9, 210	11, 147
65～74 歳	4, 397	4, 264	4, 239	4, 237	4, 023	3, 905	3, 783	3, 691	3, 658	5, 703
75 歳以上	4, 514	4, 674	4, 759	4, 815	5, 040	5, 227	5, 380	5, 497	5, 552	5, 445
高齢化率	24. 6%	24. 8%	25. 0%	25. 1%	25. 1%	25. 3%	25. 5%	25. 6%	25. 7%	33. 8%
75 歳以上比率	12. 5%	13. 0%	13. 2%	13. 4%	14. 0%	14. 5%	15. 0%	15. 3%	15. 5%	16. 3%
鈴鹿第 8										
総人口	14, 232	14, 088	13, 923	13, 744	13, 556	13, 362	13, 167	12, 973	12, 769	9, 641
40～64 歳人口	5, 356	5, 257	5, 137	5, 020	4, 923	4, 805	4, 731	4, 608	4, 510	2, 938
65 歳以上人口	3, 996	4, 067	4, 175	4, 257	4, 323	4, 390	4, 442	4, 507	4, 561	4, 538
65～74 歳	2, 201	2, 189	2, 270	2, 335	2, 283	2, 257	2, 217	2, 181	2, 171	1, 799
75 歳以上	1, 795	1, 878	1, 905	1, 922	2, 040	2, 133	2, 225	2, 327	2, 390	2, 740
高齢化率	28. 1%	28. 9%	30. 0%	31. 0%	31. 9%	32. 9%	33. 7%	34. 7%	35. 7%	47. 9%
75 歳以上比率	12. 6%	13. 3%	13. 7%	14. 0%	15. 0%	16. 0%	16. 9%	17. 9%	18. 7%	28. 6%

項 目	実 績			推 計（計画期間）			推 計			推 計
	平 30 (2018)	令元 (2019)	令 2 (2020)	令 3 (2021)	令 4 (2022)	令 5 (2023)	令 6 (2024)	令 7 (2025)	令 8 (2026)	令 22 (2040)
亀山第 1										
総人口	26,593	26,747	26,758	26,783	26,790	26,783	26,771	26,748	26,712	25,509
40～64 歳人口	8,731	8,771	8,752	8,782	8,833	8,886	8,877	8,895	8,966	8,094
65 歳以上人口	6,392	6,482	6,642	6,741	6,781	6,838	6,939	6,992	7,002	7,491
65～74 歳	3,490	3,472	3,560	3,629	3,502	3,359	3,289	3,208	3,119	3,370
75 歳以上	2,902	3,010	3,082	3,113	3,279	3,478	3,650	3,784	3,883	4,121
高齢化率	24.0%	24.2%	24.8%	25.2%	25.3%	25.5%	25.9%	26.1%	26.2%	29.7%
75 歳以上比率	10.9%	11.3%	11.5%	11.6%	12.2%	13.0%	13.6%	14.1%	14.5%	15.8%
亀山第 2										
総人口	23,088	22,976	22,816	22,696	22,570	22,441	22,302	22,161	22,017	19,670
40～64 歳人口	7,401	7,355	7,412	7,413	7,394	7,371	7,413	7,446	7,433	5,995
65 歳以上人口	6,680	6,688	6,667	6,644	6,628	6,621	6,565	6,488	6,439	6,258
65～74 歳	3,124	3,090	3,066	3,057	2,960	2,833	2,682	2,558	2,495	2,879
75 歳以上	3,556	3,598	3,601	3,586	3,668	3,789	3,883	3,930	3,944	3,379
高齢化率	28.9%	29.1%	29.2%	29.3%	29.4%	29.5%	29.4%	29.3%	29.2%	32.0%
75 歳以上比率	15.4%	15.7%	15.8%	15.8%	16.3%	16.9%	17.4%	17.7%	17.9%	17.0%
鈴鹿市計										
総人口	200,417	199,908	199,275	198,770	198,188	197,507	196,743	195,901	194,975	175,654
40～64 歳人口	69,000	69,194	69,362	69,382	69,682	69,771	69,837	69,757	69,701	56,173
65 歳以上人口	48,812	49,372	49,996	50,398	50,485	50,724	50,978	51,184	51,279	59,157
65～74 歳	25,746	25,218	25,257	25,397	24,182	23,116	22,151	21,488	20,990	29,151
75 歳以上	23,066	24,154	24,739	25,001	26,303	27,608	28,827	29,696	30,289	30,006
高齢化率	24.4%	24.7%	25.1%	25.4%	25.5%	25.7%	25.9%	26.1%	26.3%	33.7%
75 歳以上比率	11.5%	12.1%	12.4%	12.6%	13.3%	14.0%	14.7%	15.2%	15.5%	17.1%
亀山市計										
総人口	49,681	49,723	49,574	49,479	49,360	49,224	49,073	48,909	48,729	45,179
40～64 歳人口	16,132	16,126	16,164	16,195	16,227	16,257	16,290	16,341	16,399	14,089
65 歳以上人口	13,072	13,170	13,309	13,385	13,409	13,459	13,504	13,480	13,441	13,749
65～74 歳	6,614	6,562	6,626	6,686	6,462	6,192	5,971	5,766	5,614	6,249
75 歳以上	6,458	6,608	6,683	6,699	6,947	7,267	7,533	7,714	7,827	7,500
高齢化率	26.3%	26.5%	26.8%	27.1%	27.2%	27.3%	27.5%	27.6%	27.6%	30.4%
75 歳以上比率	13.0%	13.3%	13.5%	13.5%	14.1%	14.8%	15.4%	15.8%	16.1%	16.6%



■ 高齢化率の推移・推計



■ 75歳以上人口比率の推移・推計

(2) 要介護認定者数の推移及び推計

広域連合における、計画期間（令和 3（2021）～ 5（2023）年度）及び令和 7（2025）年、令和 22（2040）年の認定者数を次のように見込みます。

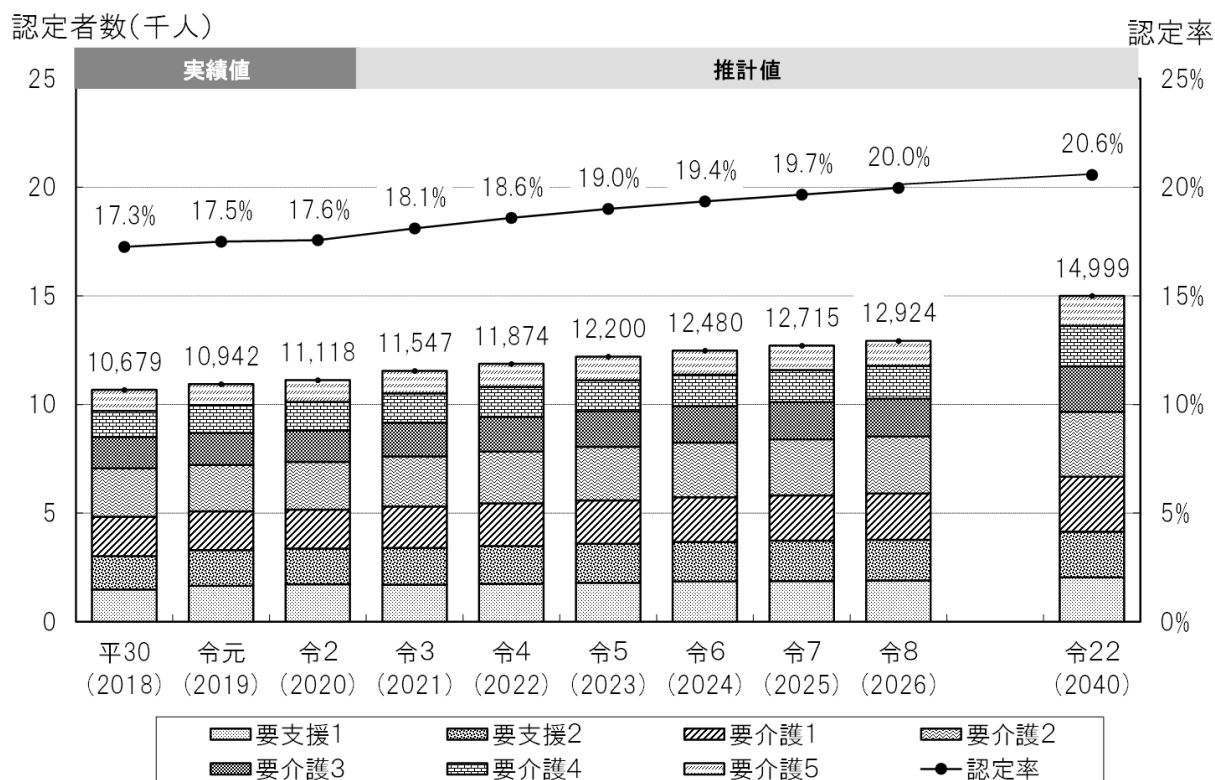
要支援・要介護認定者数は、認定率の高い 75 歳以上の高齢者が増加することによって増加し、令和 5（2023）年には 12,200 人、認定率は 19.0%，令和 7（2025）年には 12,715 人、認定率は 19.7%となるものと見込みます。

■ 要介護度別認定者数及び認定率の推移と推計（各年度 9 月末時点）

項目	実績			推 計（計画期間）			推 計			推 計
	平 30 (2018)	令元 (2019)	令 2 (2020)	令 3 (2021)	令 4 (2022)	令 5 (2023)	令 6 (2024)	令 7 (2025)	令 8 (2026)	令 22 (2040)
認定者数	10,679	10,942	11,118	11,547	11,874	12,200	12,480	12,715	12,924	14,999
要支援 1	1,481	1,650	1,718	1,696	1,746	1,794	1,844	1,874	1,897	2,050
要支援 2	1,538	1,648	1,649	1,697	1,742	1,789	1,830	1,856	1,878	2,105
要介護 1	1,810	1,787	1,792	1,905	1,957	2,008	2,054	2,093	2,127	2,513
要介護 2	2,228	2,131	2,200	2,317	2,389	2,457	2,522	2,570	2,616	2,998
要介護 3	1,452	1,478	1,442	1,547	1,594	1,642	1,675	1,711	1,744	2,090
要介護 4	1,201	1,283	1,323	1,350	1,385	1,424	1,450	1,483	1,512	1,864
要介護 5	969	965	994	1,035	1,061	1,086	1,105	1,128	1,150	1,379
認定率	17.3%	17.5%	17.6%	18.1%	18.6%	19.0%	19.4%	19.7%	20.0%	20.6%

※令和 3（2021）年度以降は、平成 30（2018）～令和 2（2020）年度の男女別・年齢別認定率の平均値を人口推計値に掛け合わせて推計しています。

※認定者数には住所地特例分を含みます。また、認定者数は第 1 号被保険者分（65 歳以上）及び第 2 号被保険者分（40～64 歳）の合計値ですが、認定率は第 2 号被保険者を含む要支援・要介護認定者数を第 1 号被保険者数（65 歳以上人口）で割ったものです。



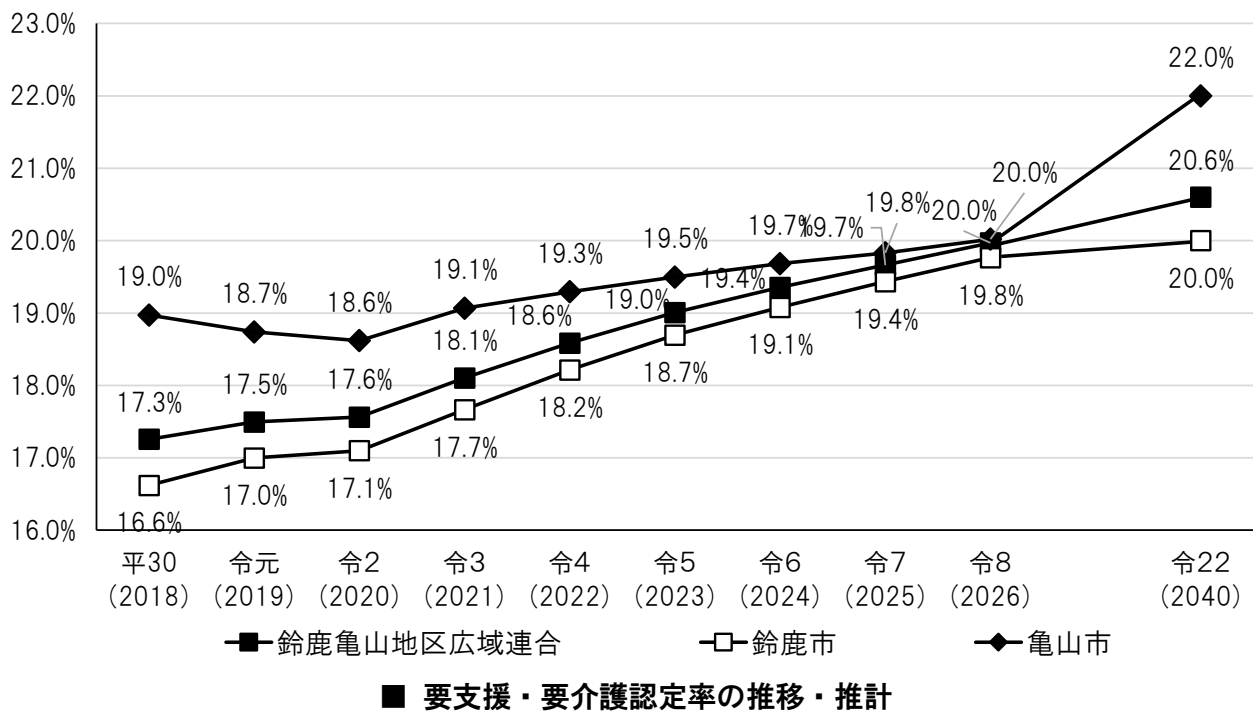
■ 日常生活圏域別認定者数の推移と推計（各年度9月末時点）

項目	実績			推計（計画期間）			推計			推計
	平 30 (2018)	令元 (2019)	令 2 (2020)	令 3 (2021)	令 4 (2022)	令 5 (2023)	令 6 (2024)	令 7 (2025)	令 8 (2026)	令 22 (2040)
鈴鹿第 1										
認定者数	1, 199	1, 231	1, 270	1, 294	1, 314	1, 346	1, 371	1, 392	1, 414	1, 549
要支援 1	162	181	194	186	188	195	201	203	207	204
要支援 2	152	173	181	175	177	182	186	189	190	199
要介護 1	213	195	208	216	221	224	227	229	232	262
要介護 2	267	251	250	268	272	281	285	292	298	322
要介護 3	152	184	175	180	183	186	190	193	196	223
要介護 4	148	157	154	162	163	166	170	171	175	206
要介護 5	105	90	108	107	110	111	113	114	116	134
認定率	17. 2%	17. 4%	17. 9%	18. 2%	18. 6%	19. 1%	19. 4%	19. 8%	20. 2%	22. 0%
鈴鹿第 2										
認定者数	1, 231	1, 312	1, 333	1, 375	1, 431	1, 491	1, 557	1, 602	1, 644	2, 025
要支援 1	173	187	190	196	201	211	220	224	231	258
要支援 2	175	214	237	219	230	239	251	256	261	300
要介護 1	217	235	217	237	248	257	268	275	285	361
要介護 2	268	261	290	292	302	317	331	342	349	434
要介護 3	180	174	160	184	193	201	211	218	223	281
要介護 4	124	138	138	142	149	153	158	164	169	226
要介護 5	94	103	101	106	107	112	119	123	126	165
認定率	15. 5%	16. 2%	16. 2%	16. 5%	17. 1%	17. 7%	18. 4%	18. 8%	19. 2%	21. 0%
鈴鹿第 3										
認定者数	970	977	981	1, 036	1, 061	1, 088	1, 105	1, 124	1, 136	1, 280
要支援 1	140	166	162	165	169	172	179	179	181	192
要支援 2	138	130	126	138	142	146	148	150	153	164
要介護 1	144	151	148	158	161	165	166	171	171	196
要介護 2	218	200	197	217	222	227	234	235	241	271
要介護 3	135	136	132	142	147	152	154	158	159	185
要介護 4	108	106	129	123	126	130	129	133	132	159
要介護 5	87	88	87	93	94	95	97	98	99	113
認定率	16. 9%	16. 9%	16. 8%	17. 6%	18. 1%	18. 5%	18. 7%	19. 0%	19. 2%	18. 1%
鈴鹿第 4										
認定者数	935	968	981	1, 008	1, 032	1, 060	1, 076	1, 088	1, 101	1, 111
要支援 1	139	131	139	142	145	149	151	154	155	146
要支援 2	131	145	132	143	145	147	148	150	150	146
要介護 1	167	164	158	171	173	179	185	187	188	190
要介護 2	191	195	210	208	215	219	223	226	230	228
要介護 3	105	126	132	126	130	135	138	139	142	145
要介護 4	118	123	124	129	132	135	138	138	140	154
要介護 5	84	84	86	90	92	95	95	94	96	102
認定率	20. 3%	20. 9%	21. 0%	21. 6%	22. 1%	22. 8%	23. 2%	23. 5%	24. 0%	23. 3%

※令和 3（2021）年度以降の認定者数は、鈴鹿市全体と同様の推計方法により圏域別に推計したのち、鈴鹿市全体の推計値と圏域別の推計値の合計とが合うよう調整したものです。小数点以下の端数があるため、合計が合わない場合があります。

項目	実 績			推 計（計画期間）			推 計			推 計
	平 30 (2018)	令元 (2019)	令 2 (2020)	令 3 (2021)	令 4 (2022)	令 5 (2023)	令 6 (2024)	令 7 (2025)	令 8 (2026)	令 22 (2040)
鈴鹿第 5										
認定者数	878	934	948	1,008	1,055	1,099	1,144	1,178	1,211	1,572
要支援 1	119	149	145	149	158	163	170	177	179	219
要支援 2	122	130	130	141	146	152	158	162	166	212
要介護 1	159	163	157	174	183	191	200	206	210	275
要介護 2	197	208	207	224	236	246	255	262	270	343
要介護 3	103	104	121	120	126	130	138	142	147	197
要介護 4	103	94	107	112	116	123	124	129	136	188
要介護 5	75	86	81	88	90	94	99	100	103	140
認定率	16.6%	17.2%	17.2%	17.9%	18.7%	19.4%	20.0%	20.4%	20.8%	20.7%
鈴鹿第 6										
認定者数	751	782	777	838	881	924	955	998	1,022	1,331
要支援 1	82	96	83	95	101	106	112	114	118	135
要支援 2	112	112	108	122	125	133	138	141	144	181
要介護 1	100	121	136	131	137	143	148	154	157	204
要介護 2	162	154	152	170	180	188	195	205	208	265
要介護 3	125	116	101	124	131	138	141	149	153	209
要介護 4	90	105	107	107	114	118	124	130	134	191
要介護 5	80	78	90	89	93	98	99	105	108	146
認定率	14.2%	14.6%	14.2%	15.2%	15.9%	16.7%	17.1%	17.8%	18.1%	18.1%
鈴鹿第 7										
認定者数	1,537	1,542	1,608	1,671	1,730	1,775	1,806	1,845	1,877	2,062
要支援 1	223	269	283	273	285	289	293	298	299	315
要支援 2	250	252	245	263	274	280	282	288	289	306
要介護 1	261	234	243	265	273	281	285	292	301	342
要介護 2	329	307	326	343	356	367	374	379	386	409
要介護 3	188	182	182	198	204	211	215	221	225	258
要介護 4	156	171	192	187	193	199	206	210	217	251
要介護 5	130	127	137	141	145	149	151	157	160	181
認定率	17.2%	17.3%	17.9%	18.5%	19.1%	19.4%	19.7%	20.1%	20.4%	18.5%
鈴鹿第 8										
認定者数	611	646	650	674	691	700	712	721	731	917
要支援 1	93	111	105	106	109	113	115	117	119	143
要支援 2	96	102	97	103	106	107	110	110	112	137
要介護 1	106	112	102	111	115	118	119	121	122	156
要介護 2	110	105	123	122	125	124	127	128	129	163
要介護 3	91	100	100	105	106	108	110	110	113	145
要介護 4	54	60	68	65	67	66	68	68	70	89
要介護 5	61	56	55	62	64	64	64	65	67	84
認定率	15.3%	15.9%	15.6%	15.8%	16.0%	15.9%	16.0%	16.0%	16.0%	20.2%

項目	実 績			推 計（計画期間）			推 計			推 計
	平 30 (2018)	令元 (2019)	令 2 (2020)	令 3 (2021)	令 4 (2022)	令 5 (2023)	令 6 (2024)	令 7 (2025)	令 8 (2026)	令 22 (2040)
亀山第 1										
認定者数	1,086	1,074	1,096	1,133	1,155	1,178	1,204	1,220	1,235	1,590
要支援 1	141	140	173	157	160	164	170	173	175	213
要支援 2	155	162	164	167	171	175	180	182	185	231
要介護 1	197	194	188	202	205	208	213	215	217	283
要介護 2	205	180	174	194	198	202	208	213	213	274
要介護 3	155	161	151	162	167	168	171	171	176	234
要介護 4	119	134	134	135	137	140	143	146	145	197
要介護 5	114	103	112	116	117	120	118	120	123	157
認定率	13.6%	13.3%	13.3%	13.6%	13.8%	14.0%	14.2%	14.3%	14.4%	16.5%
亀山第 2										
認定者数	1,394	1,394	1,382	1,419	1,432	1,446	1,454	1,453	1,456	1,437
要支援 1	201	212	234	219	220	222	225	223	223	215
要支援 2	195	220	220	216	216	218	219	216	216	213
要介護 1	236	205	218	224	227	229	230	230	230	227
要介護 2	263	249	253	259	263	266	268	267	269	262
要介護 3	207	182	172	193	193	197	196	198	198	194
要介護 4	162	188	160	175	177	179	179	181	183	187
要介護 5	130	138	125	133	136	136	138	138	138	140
認定率	20.0%	19.8%	19.4%	20.0%	20.3%	20.5%	20.6%	20.6%	20.8%	20.4%
鈴鹿市計										
認定者数	8,112	8,392	8,548	8,903	9,195	9,483	9,726	9,947	10,135	11,847
要支援 1	1,131	1,290	1,301	1,311	1,357	1,399	1,439	1,468	1,488	1,611
要支援 2	1,176	1,258	1,256	1,303	1,344	1,385	1,420	1,447	1,466	1,646
要介護 1	1,367	1,375	1,369	1,464	1,512	1,558	1,598	1,635	1,667	1,985
要介護 2	1,742	1,681	1,755	1,844	1,907	1,968	2,024	2,068	2,111	2,434
要介護 3	1,079	1,122	1,103	1,180	1,221	1,263	1,294	1,328	1,356	1,643
要介護 4	901	954	1,019	1,027	1,058	1,092	1,115	1,143	1,171	1,463
要介護 5	716	712	745	774	796	818	836	858	876	1,065
認定率	16.6%	17.0%	17.1%	17.7%	18.2%	18.7%	19.1%	19.4%	19.8%	20.0%
亀山市計										
認定者数	2,480	2,468	2,478	2,552	2,587	2,624	2,658	2,673	2,691	3,027
要支援 1	342	352	407	376	380	386	395	396	398	428
要支援 2	350	382	384	383	387	393	399	398	401	444
要介護 1	433	399	406	426	432	437	443	445	447	510
要介護 2	468	429	427	453	461	468	476	480	482	536
要介護 3	362	343	323	355	360	365	367	369	374	428
要介護 4	281	322	294	310	314	319	322	327	328	384
要介護 5	244	241	237	249	253	256	256	258	261	297
認定率	19.0%	18.7%	18.6%	19.1%	19.3%	19.5%	19.7%	19.8%	20.0%	22.0%



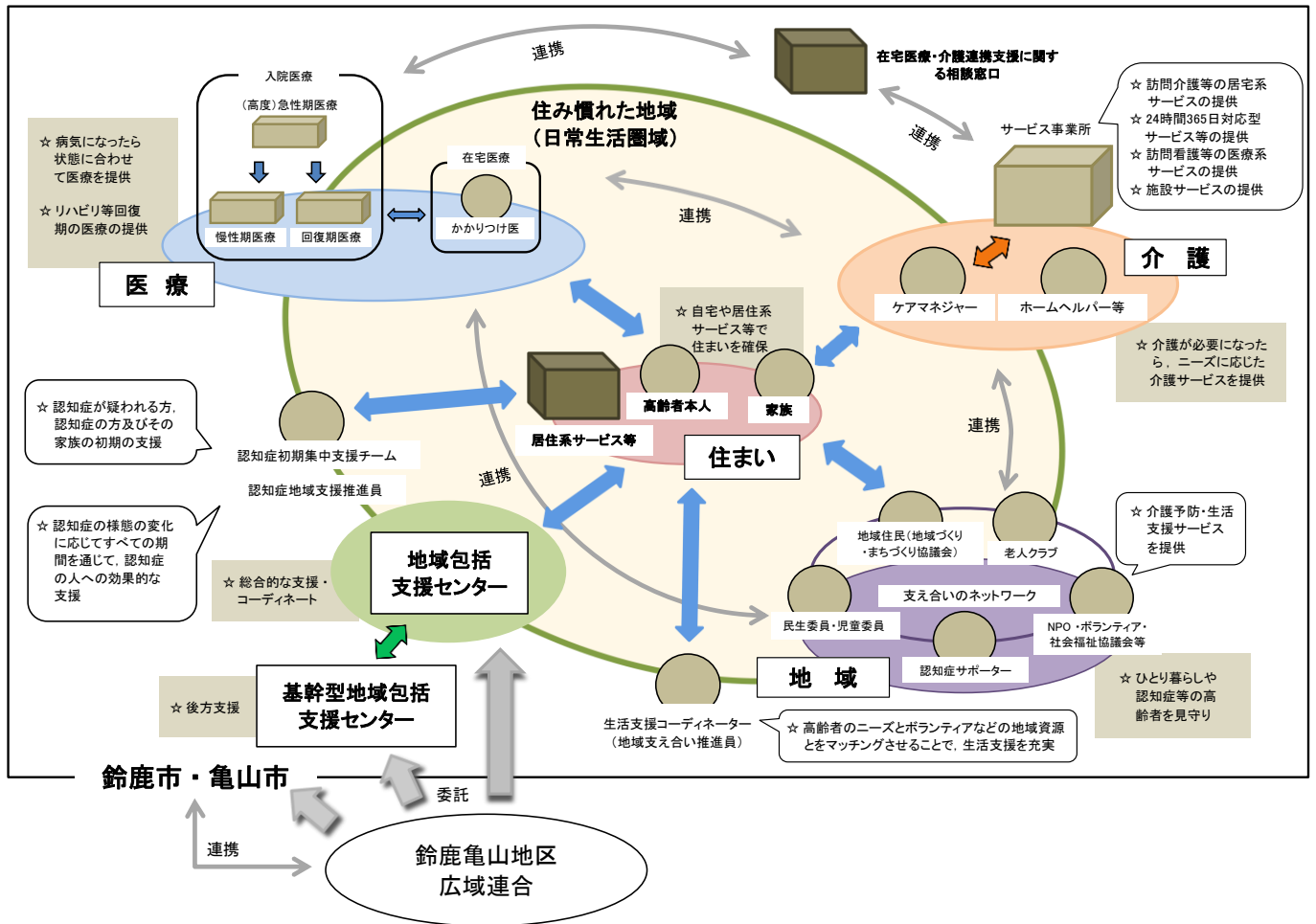
Ⅲ 基本理念の実現に向けた考え方

基本理念である「**住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく暮らせる長寿社会の創造**」を実現するためには、さらに「地域包括ケアシステム」の構築を、深化・推進させることが不可欠です。

広域連合では、地域包括ケアシステムの構築を、地域包括支援センターが中心となる各圏域を基本単位としながら、地域ケア会議を中心に、それぞれの地域資源の把握と開発に努め、圏域では取組が困難な地域課題の解決等については基礎自治体である二市及び基幹型地域包括支援センターが、また、二市単独では取組が困難な地域課題の解決等については広域連合と二市が協力し、地域課題の解決を図りながら地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

基本理念の実現に 向けた考え方

- 1 地域の包括的なネットワークの深化・推進
- 2 医療と介護の連携
- 3 介護予防と生活支援サービスの提供
- 4 認知症施策の推進
- 5 家族介護者の支援
- 6 安定した居住環境の確保
- 7 安心安全の体制づくり



■ 鈴鹿亀山地区における地域包括ケアシステムのイメージ

1 地域の包括的なネットワークの深化・推進

ねらい

二市それぞれに、圏域を基本単位として、地域包括支援センターが核となった高齢者と家族へのきめ細かな支援ができる体制の構築をめざし、地域ケア会議の開催等を通じて地域の問題・課題を関係者間で共有しながら、解決へとつなげます。

方向性

- 二市、基幹型地域包括支援センター、各圏域の地域包括支援センター及び広域連合の連携体制を再構築するとともに、医療・介護連携、認知症施策、生活支援・就労支援等の関係機関との連携並びに機能分担について整理し、円滑で切れ目のない相談、支援等が提供される体制をつくります。
- 広域連合と二市及び基幹型地域包括支援センターが個別レベル・圏域レベルの地域ケア会議における地域課題の洗い出しを支援し、圏域間で課題を共有するとともに、その課題を解決するための方策検討や施策形成について、市レベルの地域ケア会議で検討し、二市それぞれに政策提言します。
- 二市及び各圏域において地域共生社会の実現に向けた取組が進められるよう、各圏域の地域包括支援センターと地域の関係機関・関係者との連携を強化するとともに、地域住民に対して「互助」の意識づけを図ります。
- 高齢者の尊厳・権利が守られるよう、二市、地域包括支援センター、広域連合及び関係機関との連携によって、判断能力が低下した人などへの権利擁護の取組を進めるとともに、高齢者への虐待を未然に防ぐ体制整備を進めます。

成果指標

指標名	現状値	目 標
●「地域包括支援センターをご存知ですか」という設問に「自分の居住する地区を担当するセンターを知っている」と答えた人の割合 [介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より]	31.7%	上 昇

2 医療と介護の連携

ねらい	医療や介護が必要となっても、自宅等の住み慣れた場所で療養し、安心して生活が続けられるよう、医師会・歯科医師会・薬剤師会や、医療機関、居宅介護支援事業所、介護サービス提供事業所等との多職種連携体制を強化します。
-----	--



方向性

- 地域の医療・介護の資源を把握し、課題の抽出と対応策の検討を図り、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が円滑に提供される体制づくりと人材の育成・確保を進めます。また、医療職・介護職相互の知識の向上と理解を促すため、研修等の充実を図ります。
- 多職種との「顔の見える関係」を構築しつつ、入退院支援や看取り等に加え、感染症や災害時に備えた体制構築を図るため、相互の連携強化と研修のための機会づくり、情報共有の仕組みを構築します。また、地域の医療・介護関係者等に対して在宅医療・介護サービスに関する相談や情報提供体制の充実を図ります。
- 在宅医療や看取り、ターミナルケアに関する住民意識の向上を図るため、広報・啓発活動を充実させます。

成果指標

指標名	現状値	目 標
●「自宅で最期まで療養したいと思いますか」との設問に「したいが難しい」と答えた人の割合 〔在宅介護実態調査より〕	24.9%	下 降

3 介護予防と生活支援サービスの提供

ねらい

高齢者が要介護状態とならないよう、また、要介護状態となってもできる限り重度化させないために、高齢者が地域社会の中で自立し尊厳を持って健康で生きがいある生活が送れることをめざし、地域の実状に応じた総合事業を推進するとともに、地域資源を活かした多様な介護予防及び生活支援サービスの提供を図ります。

方向性

- 総合事業について、地域の高齢者のニーズや地域の実状に応じた多様なサービス主体による生活支援サービスを提供できるよう、緩和した基準によるサービスを新たに創設するとともに、担い手の育成等による住民主体によるサービス提供体制の整備を行います。既存の老人クラブ、地域づくり協議会・まちづくり協議会等に対する福祉活動への働きかけを進めるとともに、NPOやボランティア活動の育成・支援を進めます。
- 地域における生活支援機能の充実・強化に向けて、生活支援コーディネーターの充実を図り、地域の実状に応じた体制整備を行います。また、高齢者自身が生活支援の担い手として地域で活躍するための支援を行います。
- 地域に根ざした介護予防や生きがいづくりの活動を充実させるため、地域で取り組まれている介護予防活動やサロン活動の育成・支援を行います。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、身近な場所での健康づくりへの参加を促します。
- フレイル予防の観点から疾病予防・重症化予防につなげられるよう、データ等の活用や専門職の関与による効果的な介護予防事業の実施を図ります。

成果指標

指標名	現状値	目 標
●「週に1回以上は外出していますか」との設問に「週1回」「週2～4回」「週5回以上」と答えた人の合計割合 〔介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より〕	96.4%	上 昇

4 認知症施策の推進

ねらい	認知症の進行をできる限り遅らせつつ、認知症高齢者や家族にやさしい地域づくりに向けて、認知症の人が認知症とともに自分らしく尊厳を持って生きていくことができる社会をめざし、国の「認知症施策推進大綱」の基本的考え方を踏まえ、認知症施策を総合的に推進します。
-----	---



方向性

- 認知症サポーターの養成等を通じて地域における認知症に対する理解を促進するとともに、さらなる理解と共生の実現に向けて、認知症の人や家族からの発信機会の充実に取り組みます。
- 地域における介護予防活動やサロン活動などの場において、認知症に対する正しい知識と理解の啓発及び認知症予防活動の普及に取り組みます。
- 認知症の早期発見・早期対応に向けた地域の連携体制の強化を図り、認知症高齢者や家族への初期支援と自立生活支援を行います。また、認知症地域支援推進員が中心となって、医療・介護・地域の支援機関を有機的に結びつけ、介護サービス等における認知症の人に合ったサービスを提供するなどの認知症対応力の強化を図ります。さらに、認知症カフェのほか、地域住民や専門職と認知症高齢者及びその家族との交流を支援し、認知症高齢者の家族の介護負担の軽減を図ります。
- 認知症高齢者の一人歩き等を見守り、高齢者虐待等を早期に発見するため、世代を越えて「認知症バリアフリー」の考え方を普及するとともに、地域における見守りネットワークの整備・強化と具体的な支援策の検討を図ります。また、若年性認知症の人を含め、認知症の人がその状態に応じて社会参加できるよう、地域資源の把握及び周知・啓発を図ります。

成果指標

指標名	現状値	目 標
●「認知症に関する相談窓口を知っていますか」との設問に「はい」と答えた人の割合 〔介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より〕	25.1%	上 昇

5 家族介護者の支援

ねらい

家族介護者が就労を継続し，自身の生活を維持しながら，在宅での介護を継続できるよう，介護保険サービス提供体制の充実を図ります。



方向性

○家族介護者への相談窓口の周知を図るとともに，県の介護サービス情報公表システムの活用を促進するなど介護に関する情報提供を充実させます。家族介護者を経済的に支援する介護用品等の支給については，ニーズを把握した上で，事業の継続又は見直しを進めます。

○家族介護者が働きながら介護ができるよう，効果的な介護保険サービスの確保や支援体制づくりを進めます。あわせて，介護保険サービスが持続的に提供されるよう，介護人材の確保や介護現場での業務負担の軽減を図ります。

成果指標

指標名	現状値	目 標
●「主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか」との設問に「問題なく、続けていける」「問題はあるが、何とか続けていける」と答えた人の合計割合 〔介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より〕	76.9%	上 昇

6 安定した居住環境の確保

ねらい	高齢者の住まいとして、ニーズに基づく必要な量の入所施設や居住系サービスが確保されていることをめざし、施設・居住系サービスの整備や誘導を進めるとともに、情報提供を充実させます。
-----	---



方向性

○重度の要介護者及び専門的な介護を必要とする要介護者等に対して、必要なサービスを提供できるよう、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を把握・勘案しながら、入所施設のニーズに基づく必要な量を見定め、その確保を図ります。

○高齢者の住まいの一環として、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の質の向上に向けて、関係部局及び県との連携を図るとともに、介護相談員の訪問等の機会を充実させます。

○高齢者の住まいについての情報提供と相談体制を充実させます。

成果指標

指標名	現状値	目 標
●「今後、介護が必要な状態になった場合、どのようにしたいですか」との設問に「介護サービスを利用して自宅で生活を続けたい」と答えた人の割合 〔介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より〕	59.1%	上 昇

7 安心安全の体制づくり

ねらい	災害や感染症などが発生した場合においても、介護サービスや地域における支援が持続的に提供されるよう、それぞれの機関・組織における危機管理体制を構築するとともに、「備え」への意識を高めます。
-----	---



方向性

- 災害や感染症の発生時においても持続的に介護サービスが提供されるよう、各事業所における危機管理体制の構築を促すとともに、必要な情報・支援の提供体制を構築します。
- 災害の発生に備えて、普段からの見守りネットワークの充実に促すとともに、災害時要援護者対策や福祉避難所確保などにおいて関係機関との連携を強化します。
- 感染症の拡大防止に配慮した「新しい生活様式」の中で、地域における支え合いや交流のための活動が持続できるよう、必要な情報・支援の提供体制を構築します。

成果指標

指標名	現状値	目 標
●「災害時要援護者支援活動を知っていますか」との設問に「知っている」と答えた人の割合 〔介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より〕	28.3%	上 昇

第2章 各 論

I 地域包括ケアシステムの構築を推進するために ～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～

1 地域ケア会議の推進

現状と課題

- 地域ケア会議の開催については、鈴鹿市では市レベル、圏域レベル及び個別レベルの3段階において、また、亀山市では市(圏域)レベル及び個別レベルの2段階において会議を開催しています。会議の開催回数や開催テーマは圏域によってまちまちであり、圏域によっては情報収集や課題の明確化が不十分であったり、課題が共有化できても、その課題の解決にまでは必ずしもつながらなかったりといった面があります。
- 今後は、基幹型地域包括支援センターが圏域間の調整を行うとともに、課題の整理や順位付けを行うことで、市レベルの地域ケア会議における検討に結びつけることが必要です。

■ 地域ケア会議の実施状況

		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
地域ケア会議の開催回数				
市レベル会議開催回数				
鈴鹿市	計画値	1 回	1 回	1 回
	実績値	1 回	1 回	1 回
亀山市	計画値	1 回	1 回	1 回
	実績値	1 回	0 回	1 回
圏域レベル会議開催回数				
鈴鹿市	計画値	12 回	12 回	12 回
	実績値	23 回	38 回	13 回
亀山市	計画値	市＝圏域のため、市レベル会議に含む		
	実績値			
個別レベル会議開催回数				
鈴鹿市	計画値	随時	随時	随時
	実績値	168 回	198 回	91 回
亀山市	計画値	随時	随時	随時
	実績値	4 回	4 回	2 回

※令和2(2020)年度については見込値。

取組の方向性（総論から再掲）

○広域連合と二市及び基幹型地域包括支援センターが個別レベル・圏域レベルの地域ケア会議における地域課題の洗い出しを支援し、圏域間で課題を共有するとともに、その課題を解決するための方策検討や施策形成について、市レベルの地域ケア会議で検討し、二市それぞれに政策提言します。

取組内容

(1) 地域ケア会議の開催

①各レベルの地域ケア会議の開催

基幹型地域包括支援センターの支援のもと、地域包括支援センターにおける個別レベルと圏域レベルの地域ケア会議の開催を促進するとともに、運営ノウハウなどの共有を図ります。

また、市レベル地域ケア会議から、介護保険事業の運営にかかわる意見・提案の活用を図ります。

②自立支援型地域ケア会議の開催

広域連合及び基幹型地域包括支援センターが、多職種が参加する自立支援型の地域ケア会議を開催し、専門職から要支援者等が地域において自立した日常生活を送るための支援について助言を行い、要支援者等の自立支援・重度化防止に努めます。

また、地域の社会資源の情報や課題を把握し、政策形成につなげていきます。

事業量の見込

			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
地域ケア会議の開催回数					
市レベル会議開催回数					
	鈴鹿市	計画値	2回	2回	2回
	亀山市	計画値	1回	1回	1回
圏域レベル会議開催回数					
	鈴鹿市	計画値	24回	24回	24回
	亀山市	計画値	6回	6回	6回
個別レベル会議開催回数					
	鈴鹿市	計画値	随時	随時	随時
	亀山市	計画値	随時	随時	随時
自立支援型地域ケア会議開催回数					
	鈴鹿市	計画値	48回	48回	48回
	亀山市	計画値	12回	12回	12回

2 総合相談と情報提供の充実

現状と課題

- 総合相談の窓口としては、圏域ごとの地域包括支援センターが担当しており、広い圏域を持つ鈴鹿西部圏域では、平成 30(2018)年度からはサブセンターを開設し、令和 2(2020)年度からブランチを設置し、相談体制を強化しています。また、亀山圏域では市社会福祉協議会内に地域包括支援センターが設置されたことにより、各種団体との連携が強化されるとともに、困難ケースへの対応がしやすくなりました。
- ケアマネジャーへの支援については、地域包括支援センターの主任ケアマネジャーを中心として困難事例への対応に当たっているほか、圏域ごとに事例検討会、支援会議(研修会)を開催し、ノウハウの共有を図っています。
- しかしながら、以前にも増して、いわゆる「8050 問題」に代表されるような複合的な問題を抱えるケースなどが増加しており、相談・支援への対応が難しさを増しており、関係機関相互の連携がより一層重要となっています。
- また、自立支援に資するケアマネジメントが求められており、事例検討会や研修はもとより、リハビリ専門職の関与などを通じて、効果的なケアマネジメントを提供するためのケアマネジャーへの支援が求められます。

■ 地域包括支援センターにおける相談件数

	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
鈴鹿西部地域包括支援センター	530 件	560 件	385 件
鈴鹿西部地域包括支援センター サブセンターかさど	180 件	230 件	198 件
鈴鹿西部地域包括支援センター (ブランチ)	—	—	78 件
鈴鹿北部地域包括支援センター	585 件	735 件	488 件
鈴鹿中部地域包括支援センター	725 件	730 件	387 件
鈴鹿南部地域包括支援センター	629 件	656 件	300 件
亀山地域包括支援センター (3 ブランチ含む)	2, 997 件	3, 227 件	1, 546 件

※令和 2(2020)年度については 9 月末現在の実績値。

取組の方向性（総論から再掲）

- 二市、基幹型地域包括支援センター、各圏域の地域包括支援センター及び広域連合の連携体制を再構築するとともに、医療・介護連携、認知症施策、生活支援・就労支援等の関係機関との連携並びに機能分担について整理し、円滑で切れ目のない相談、支援等が提供される体制をつくります。

- 二市及び各圏域において地域共生社会の実現に向けた取組が進められるよう、各圏域の地域包括支援センターと地域の関係機関・関係者との連携を強化するとともに、地域住民に対して「互助」の意識づけを図ります。

取組内容

(1) 総合相談と情報提供の充実

①相談窓口の周知【拡充】

地域住民や関係機関に対し、新たに10か所となった地域包括支援センターの認知度をより一層高めるため、様々な媒体による広報活動の充実を図ります。

②総合相談体制の強化【拡充】

新たな地域包括支援センターの体制のもとで、機動力を活かしアウトリーチ等も含めた相談・支援の充実を図ります。

③情報提供の充実

介護保険制度やサービスについての認知度を高めるため、様々な機会を通じた情報提供の充実を図ります。

(2) 包括的・継続的支援の推進

①ケアマネジャーへの支援の充実

ケアマネジメントの質的向上を図るため、事例検討会や研修を通じてケアマネジャーのスキルアップを支援します。

また、自立支援に資するケアマネジメントが提供されるよう、自立支援型地域ケア会議への参加を促すとともに、ケアプラン点検や事例検討などを通じた助言を行います。

②困難事例に対する関係機関との連携【拡充】

困難事例に対しては、地域包括支援センターが支援に当たり、さらに複雑なケースに際しては基幹型地域包括支援センターが関与し、二市の相談支援包括化推進員、生活支援コーディネーター、社会福祉協議会のコミュニティーソーシャルワーカー及び関係機関等と協働して解決に当たれるよう、相互の連携を強化します。

③地域との連携

地域共生社会の実現に向けて、地域包括支援センターと地域の関係者・関係機関との連携をより一層強化します。

3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実

現状と課題

- 総合事業については、主に介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業とで構成されています。このうち、介護予防・生活支援サービス事業については、サービスの選択肢が少ないため、旧介護予防相当のサービスへ利用が集中しています。また、住民主体によるサービス、短期集中サービスは利用が少ないのが現状です。
- 住民主体によるサービス等がまだまだ開発途上であるほか、緩和した基準によるサービスも仕組みを確立できていません。多様な主体による多様なサービスの提供に向けて、住民主体によるサービスの開発支援や緩和した基準によるサービスの制度設計を行うと同時に、これらのサービスについて、総合事業の事業対象者やケアマネジャー等に対して周知を図り、利用を促していくことが求められます。
- 一方、一般介護予防事業については、場所や頻度の異なる介護予防教室等が展開され、見込以上の参加者を集めています。また、住民による自主的な介護予防活動の指導者・支援者の登録数も増加しています。しかしながら、令和元(2019)年度から2(2020)年度にかけては新型コロナウイルス感染症の影響によって開催ができない時期が続き、参加者数も減少するおそれがあります。
- また、住民主体の生活支援サービスや自主的な介護予防活動に対しては、生活支援コーディネーターが活動への立ち上げ支援・体制づくり支援を行っています。こうした介護予防活動や住民による支え合い活動については地域による差が大きく、指導者・支援者が育ちにくい地域に対して、いかにアプローチしていくかが今後の課題となっています。

■ 総合事業の実施状況

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
介護予防・生活支援サービス事業				
住民主体によるサービス利用者数（延べ人数）				
鈴鹿市	計画値	600 人	900 人	1,200 人
	実績値	549 人	512 人	26 人
亀山市	計画値	100 人	150 人	200 人
	実績値	216 人	316 人	9 人
短期集中予防サービス利用者数（延べ人数）				
鈴鹿市	計画値	360 人	540 人	720 人
	実績値	122 人	147 人	10 人
亀山市	計画値	40 人	60 人	90 人
	実績値	0 人	0 人	0 人

※令和2(2020)年度については9月末現在の実績値。

一般介護予防事業					
介護予防普及啓発事業参加者数（延べ人数）					
鈴鹿市	計画値	22,500 人	23,000 人	23,500 人	
	実績値	25,418 人	22,569 人	10,120 人	
亀山市	計画値	5,500 人	6,000 人	6,500 人	
	実績値	12,240 人	11,841 人	312 人	
地域介護予防活動支援事業・支援者の登録人数					
鈴鹿市	計画値	320 人	375 人	450 人	
	実績値	305 人	331 人	313 人	
亀山市	計画値	50 人	50 人	50 人	
	実績値	37 人	62 人	0 人	

※令和 2（2020）年度については 9 月末現在の実績値。

取組の方向性（総論から再掲）

- 総合事業について、地域の高齢者のニーズや地域の実状に応じた多様なサービス主体による生活支援サービスを提供できるよう、緩和した基準によるサービスを新たに創設するとともに、担い手の育成等による住民主体によるサービス提供体制の整備を行います。既存の老人クラブ、地域づくり協議会・まちづくり協議会等に対する福祉活動への働きかけを進めるとともに、NPOやボランティア活動の育成・支援を進めます。
- 地域における生活支援機能の充実・強化に向けて、生活支援コーディネーターの充実を図り、地域の実状に応じた体制整備を行います。また、高齢者自身が生活支援の担い手として地域で活躍するための支援を行います。
- 地域に根ざした介護予防や生きがいつくりの活動を充実させるため、地域で取り組まれている介護予防活動やサロン活動の育成・支援を行います。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、身近な場所での健康づくりへの参加を促します。
- フレイル予防の観点から疾病予防・重症化予防につなげられるよう、データ等の活用や専門職の関与による効果的な介護予防事業の実施を図ります。

取組内容

（1）生活支援体制の整備

①地域における生活支援サービスの開発

地域における生活支援サービスや支え合い活動などが展開されるよう、生活支援コーディネーターによる支援を行います。

また、高齢者がサービス提供の担い手として活躍できるよう、就労的活動支援コーディネーターの設置を検討します。

(2) 介護予防・生活支援サービス事業の充実

①介護予防・生活支援サービスの拡充

住民主体によるサービスの立ち上げを支援するとともに、緩和した基準によるサービスである「訪問型サービスA」「通所型サービスA」の制度設計を行い、多様なサービスの提供に努めます。

また、地域住民やケアマネジャーに対してサービスを周知し、利用を促進します。

②介護予防・生活支援サービスの対象者の見直し【新規】

介護予防・生活支援サービスの利用対象者について、要介護者への拡大を検討します。

(3) 一般介護予防事業の充実

①介護予防の普及・啓発の推進

様々な形で展開されている介護予防教室等を継続的に支援するとともに、認知症予防の普及に努めます。

②地域における介護予防活動への支援

地域において主体的な介護予防活動が展開されるよう、指導者・支援者への支援を行います。

また、新型コロナウイルス感染症などの感染拡大防止のための「新しい生活様式」に対応した取組への情報提供を図ります。

③リハビリテーション活動への支援

理学療法士等の専門職による介護予防の出前講座についての周知を図り、利用を促進します。

(4) 効果的な介護予防事業の実施

①介護予防ケアマネジメントの充実【拡充】

フレイル予防の観点などを取り入れた介護予防ケアマネジメントが提供されるよう、地域包括支援センター間での情報共有を図ります。

②高齢者への保健事業と介護予防との一体的実施【新規】

二市の国民健康保険及び三重県後期高齢者医療広域連合による保健事業と介護予防事業とを一体的に実施するため、データの共有や医療専門職によるコーディネートを図ります。

③介護予防の評価

効果的な介護予防事業の実施に向けて、介護予防事業の評価を行い、その結果を事業に反映していきます。

事業量の見込

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護予防・生活支援サービス事業〔訪問型〕				
旧介護予防訪問介護相当サービス利用者数（延べ人数）				
	計画値	7,250 人	7,790 人	8,100 人
緩和した基準によるサービス利用者数（延べ人数）				
	計画値	—	—	270 人
住民主体によるサービス（シルバー人材センター分 延べ利用者数）				
鈴鹿市	計画値	1,600 人	1,600 人	1,600 人
亀山市	計画値	150 人	200 人	250 人
住民主体によるサービス（支援を行った地域づくり・まちづくり協議会の数）				
鈴鹿市	計画値	0	1	3
亀山市	計画値	0	0	2
短期集中予防サービス利用者数（延べ人数）				
鈴鹿市	計画値	270 人	270 人	270 人
亀山市	計画値	10 人	15 人	20 人
介護予防・生活支援サービス事業〔通所型〕				
旧介護予防通所介護相当サービス利用者数（延べ人数）				
	計画値	13,960 人	15,000 人	16,120 人
緩和した基準によるサービス利用者数（延べ人数）				
	計画値	1,900 人	2,380 人	2,480 人
住民主体によるサービス（支援を行った地域づくり・まちづくり協議会の数）				
鈴鹿市	計画値	0	1	3
亀山市	計画値	0	0	2
短期集中予防サービス利用者数（延べ人数）				
鈴鹿市	計画値	2,000 人	2,000 人	2,000 人
亀山市	計画値	10 人	15 人	20 人
一般介護予防事業				
介護予防普及啓発事業の参加者数（延べ人数）				
鈴鹿市	計画値	31,000 人	31,000 人	31,000 人
亀山市	計画値	12,000 人	12,000 人	12,000 人
地域づくり協議会・まちづくり協議会での通いの場などの介護予防活動に対し支援を行った協議会の数				
鈴鹿市	計画値	7	10	12
亀山市	計画値	6	8	10
介護予防活動のための講師派遣利用者数（延べ人数）				
鈴鹿市	計画値	1,100 人	1,260 人	1,400 人
亀山市	計画値	150 人	180 人	200 人

4 在宅療養生活の支援

現状と課題

- 在宅療養生活を支援するための医療・介護の連携については、鈴鹿市では地域包括在宅医療ケアシステム運営会議により、また、亀山市では在宅医療連携推進協議会及び多職種連携会議により、医療・介護の連携強化を図っています。加えて、鈴鹿市では在宅医療・介護連携支援センター「すずらん」を設置し、亀山市では亀山市立医療センターに在宅医療連携コーディネーターを配置し、それぞれ医療職、介護職相互からの相談を通じて、在宅医療・介護連携の円滑化を図っています。また、医療・介護相互の研修を通じて、専門職のレベルアップを図っています。
- 地域住民に対しては、在宅医療、エンディングノート、「人生会議・ACP（アドバンス・ケア・プランニング）」及び看取りに関する講演会や出前講座等を開催し、意識を高めています。在宅医療・介護の連携は進んでいますが、地域住民に対する啓発の余地はまだまだあり、いずれの事業も継続して取り組んでいくことが必要です。

■ 在宅医療・介護連携支援センター等における相談件数

	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
鈴鹿市在宅医療・介護連携支援センター	288 件	443 件	285 件
亀山市立医療センター（地域医療部地域医療課）	49 件	80 件	162 件

※令和 2 (2020) 年度については 9 月末現在の実績値。

取組の方向性（総論から再掲）

- 地域の医療・介護の資源を把握し、課題の抽出と対応策の検討を図り、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が円滑に提供される体制づくりと人材の育成・確保を進めます。また、医療職・介護職相互の知識の向上と理解を促すため、研修等の充実を図ります。
- 多職種との「顔の見える関係」を構築しつつ、入退院支援や看取り等に加え、感染症や災害時に備えた体制構築を図るため、相互の連携強化と研修のための機会づくり、情報共有の仕組みを構築します。また、地域の医療・介護関係者等に対して在宅医療・介護サービスに関する相談や情報提供体制の充実を図ります。
- 在宅医療や看取り、ターミナルケアに関する住民意識の向上を図るため、広報・啓発活動を充実させます。

取組内容

(1) 在宅医療・介護連携にかかる関係機関の連携強化

①在宅医療・介護連携における現状・課題等の整理

切れ目のない在宅医療と介護の提供体制が構築されるよう、二市において現状分析、課題抽出、資源把握を行い、対応策の検討、施策立案へとつなげます。

②医療・介護関係者の研修

医療・介護相互の理解と知識の向上を促すため、二市において在宅医療・介護連携のための研修等を実施します。

③医療・介護関係者の情報共有の支援

医療・介護連携の円滑化を図るため、二市における情報共有を行うとともに、ＩＣＴを活用した情報共有ツールの普及を図ります。

④在宅医療・介護連携に関する相談支援

医療・介護連携の円滑化を図るため、鈴鹿市では在宅医療・介護連携支援センターにおいて、亀山市では在宅医療連携システムを通じて、それぞれ医療職、介護職からの相談を受け付け、連携のための支援を行います。

(2) 地域住民の意識啓発

①地域住民への普及啓発

在宅での療養生活や在宅看取りの希望が実現できるよう、講演会開催やパンフレットの作成・配布などにより、エンディングノートや「人生会議・ＡＣＰ（アドバンス・ケア・プランニング）」の普及・啓発を図ります。

5 認知症施策の推進

現状と課題

- 認知症に対する意識・知識については高まってきている一方、認知症に対する不安を抱える高齢者が多いのも事実です。認知症はだれもがなり得るものである一方、予防活動によって発症や進行を遅らせることが可能であり、認知症に対する理解を促し、中年期からの予防活動につなげることが求められます。
- 認知症の早期発見と初期支援に対しては、各圏域において認知症初期集中支援チームを設置し、その相談件数・支援対象者数は増加しています。今後も、認知症が疑われる場合に早期に必要な支援につなげられるよう、認知症初期集中支援チームの周知を図るための啓発活動が必要です。あわせて、同チームから必要なサービスにつなげるため、介護サービスの受け皿整備が図られるよう、事業所等における認知症対応力を強化することが求められます。
- 認知症への理解を促し、認知症の人が暮らし続けられる地域づくりをめざして認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座を開催しており、ともに多数の参加が得られ、累計サポーター数も増加しています。今後も、より一層、市民意識を高めるため、本人による発信を含めた意識啓発を進めるとともに、認知症サポーターの活躍の場づくりが求められます。
- 認知症の人とその家族が交流し、支え合える地域づくりをめざして、認知症地域支援推進員の支援により認知症カフェの立ち上げが進んでいます。今後も、本人・家族のニーズに合わせた利用しやすい認知症カフェとしていくとともに、国が提唱する「チームオレンジ」の実現に向けて、理解者・協力者を増やしていくことが必要です。あわせて、若年性認知症についても、理解と支援を呼びかけていくことが求められます。

■ 認知症高齢者等の状況（各年10月1日現在）

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
認知症高齢者等数	6,142 人	6,254 人	6,141 人
高齢者人口に占める認知症 高齢者等の割合	9.9%	10.0%	9.7%

※認知症高齢者などとは、要支援・要介護認定を受けている第1号被保険者及び第2号被保険者のうち、要介護認定にかかる主治医意見書において認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の人を言うこととします。

■ 認知症サポーターの状況

		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
認知症サポーター				
新規のサポーター養成人数				
鈴鹿市	計画値	4,000 人	4,000 人	4,000 人
	実績値	2,365 人	2,872 人	723 人
亀山市	計画値	300 人	300 人	300 人
	実績値	234 人	433 人	0 人
累計サポーター数				
鈴鹿市	計画値	17,000 人	21,000 人	25,000 人
	実績値	15,839 人	18,711 人	19,434 人
亀山市	計画値	2,623 人	2,923 人	3,223 人
	実績値	2,781 人	3,214 人	3,214 人
養成講座開催回数				
鈴鹿市	計画値	90 回	90 回	90 回
	実績値	59 回	73 回	11 回
亀山市	計画値	10 回	10 回	10 回
	実績値	11 回	14 回	0 回

※令和 2 (2020) 年度については 9 月末現在の実績値。

■ 認知症カフェの状況

		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
認知症カフェ				
認知症カフェ等の集いの場（活動支援を含む）				
鈴鹿市	計画値	10 か所	15 か所	20 か所
	実績値	12 か所	16 か所	16 か所
亀山市	計画値	2 か所	2 か所	2 か所
	実績値	2 か所	4 か所	5 か所

※令和 2 (2020) 年度については 9 月末現在の実績値。

■ 認知症初期集中支援チームの活動状況

		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
認知症初期集中支援チーム				
認知症初期集中支援チームの活動状況				
鈴鹿市	総相談件数	272 件	299 件	149 件
	支援対象者数	177 人	189 人	95 人
	訪問延べ回数	510 回	653 回	292 回
亀山市	総相談件数	55 件	131 件	71 件
	支援対象者数	3 人	12 人	2 人
	訪問延べ回数	20 回	68 回	31 回

※令和 2 (2020) 年度については 9 月末現在の実績値。

取組の方向性（総論から再掲）

- 認知症サポーターの養成等を通じて地域における認知症に対する理解を促進するとともに、さらなる理解と共生の実現に向けて、認知症の人や家族からの発信機会の充実に取り組めます。
- 地域における介護予防活動やサロン活動などの場において、認知症に対する正しい知識と理解の啓発及び認知症予防活動の普及に取り組めます。
- 認知症の早期発見・早期対応に向けた地域の連携体制の強化を図り、認知症高齢者や家族への初期支援と自立生活支援を行います。また、認知症地域支援推進員が中心となって、医療・介護・地域の支援機関を有機的に結びつけ、介護サービス等における認知症の人に合ったサービスを提供するなどの認知症対応力の強化を図ります。さらに、認知症カフェのほか、地域住民や専門職と認知症高齢者及びその家族との交流を支援し、認知症高齢者の家族の介護負担の軽減を図ります。
- 認知症高齢者の一人歩き等を見守り、高齢者虐待等を早期に発見するため、世代を越えて「認知症バリアフリー」の考え方を普及するとともに、地域における見守りネットワークの整備・強化と具体的な支援策の検討を図ります。また、若年性認知症の人を含め、認知症の人がその状態に応じて社会参加できるよう、地域資源の把握及び周知・啓発を図ります。

取組内容

(1) 認知症予防活動の普及

①認知症予防活動の促進【新規】

認知症予防に効果のある取組についての情報提供を行い、介護予防活動の場における認知症予防の取り入れを促進します。

(2) 認知症ケアの推進

①認知症の早期発見、初期支援体制の整備

認知機能のセルフチェックができるよう初期スクリーニングシステムや認知症ケアパスなどの活用を図ります。

また、支援の必要な人を支援につなげられるよう、認知症初期集中支援チームの普及・啓発を行い、初期支援活動の強化を図ります。

②介護サービス等における認知症対応力の強化【新規】

介護サービス事業所における認知症対応力を高めるため、認知症に関する知識や技術の向上を図るための研修への受講を促します。

(3) 認知症に対する理解の促進

①認知症サポーターの養成

引き続き、認知症サポーターの養成を推進するとともに、キャラバン・メイト同士の連携を深め、新たな活動への展開を促します。

②認知症に対する啓発活動の充実【拡充】

認知症の人による講演会などの周知を図り，意識啓発を行います。

また，学校や企業との連携によって啓発活動を展開し，認知症への理解を広げていきます。

(4) 認知症高齢者の見守りと家族に対する支援の促進

①認知症カフェの充実

認知症対応型の介護サービス事業所等の協力を得ながら，認知症カフェの立ち上げ，運営への支援を行い，認知症の人や家族と専門職や支援者とのつながりの場づくりを促進します。

②認知症家族への支援

一人歩き等の探索支援について，ＩＣＴを活用した方策を検討するとともに，地域での見守りに対するさらなる理解を促します。

③「チームオレンジ」等の検討【新規】

認知症の人と家族への支援ニーズに応えられる生活支援のしくみを検討し，支援の組織化（チームオレンジ等）につなげます。

④若年性認知症に対する支援【新規】

県との連携によって若年性認知症に関する情報提供を行うとともに，地域包括支援センターと就労支援を行う機関との連携を強化します。

事業量の見込

			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
認知症サポーター					
累計サポーター数					
	鈴鹿市	計画値	21,500 人	23,500 人	25,500 人
	亀山市	計画値	3,300 人	3,500 人	3,700 人
養成講座開催回数					
	鈴鹿市	計画値	50 回	50 回	50 回
	亀山市	計画値	10 回	10 回	10 回
認知症カフェ					
認知症カフェ等の集いの場（活動支援を含む）					
	鈴鹿市	計画値	17 か所	18 か所	19 か所
	亀山市	計画値	5 か所	5 か所	5 か所

6 高齢者の尊厳の保持

現状と課題

- 高齢者の尊厳を守り、権利を擁護するため、市社会福祉協議会や後見サポートセンターなど多機関での連携と情報共有により、権利擁護が必要な人への対応を行っています。認知症の人やひとり暮らし高齢者等が増加するなか、相談件数は年々増えており、成年後見制度や権利擁護事業を周知するとともに、今後も関係機関の連携を強化することが必要です。
- 一方、高齢者虐待については、さまざまな経路からの相談、通報に対応し、虐待の早期発見、早期介入を図っています。しかし、地域の関係が希薄化するなか、近隣からの通報が期待できないことも考えられ、民生委員・児童委員等との連携強化が不可欠となっています。さらに、介護保険施設等での虐待に対しては、介護相談員などを通じての情報収集に努めており、引き続き、関係機関の連携を強化することが必要です。

■ 成年後見制度の利用と市長申立の状況

	成年後見制度利用者数 (令和2(2020)年7月現在)	市長申立件数		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
鈴鹿市	302人	6件	4件	2件
亀山市	42人	1件	0件	1件

※市長申立件数の令和2(2020)年度については9月末現在の実績値。

■ 虐待対応の状況

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
家族等による虐待 への対応件数	鈴鹿市	36件	58件	24件
	亀山市	12件	5件	3件
介護保険施設での虐待 への対応件数	鈴鹿市	3件	3件	2件
	亀山市	0件	3件	1件

※令和2(2020)年度については9月末現在の実績値。

取組の方向性（総論から再掲）

- 高齢者の尊厳・権利が守られるよう、二市、地域包括支援センター、広域連合及び関係機関との連携によって、判断能力が低下した人などへの権利擁護の取組を進めるとともに、高齢者への虐待を未然に防ぐ体制整備を進めます。

取組内容

(1) 権利擁護の推進

① 権利擁護に関する関係機関の連携強化

市社会福祉協議会、鈴鹿亀山消費生活センターをはじめとする関係機関との連携を強化し、支援が必要な人へのサポートを継続します。

②成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用促進に向けて，制度に関する啓発と相談窓口の周知を行います。

また，必要な人について市長申立を行うとともに，社会福祉法人等による法人後見の取組に関する周知・啓発を図ります。

(2) 虐待の早期発見・早期対応

①虐待の未然防止

家族介護者に対する情報提供や相談窓口の周知を行うとともに，介護施設従事者等への指導を継続し，虐待の未然防止を図ります。

また，高齢者虐待に関する通報義務などを啓発するとともに，虐待が疑われるケースへの早期介入できる体制を整えます。

②事案発生時の早期対応

虐待事案が発生した場合は，関係機関のネットワーク会議において早急に協議を行い，必要な対応を図ります。

また，緊急的な場合に備えて，一時的な入所施設の確保を検討します。

7 家族介護者への支援

現状と課題

- 家族介護者等が必要なときに気軽に相談できるよう、広報や出前講座等において地域包括支援センター等の相談窓口の周知を図っています。また、地域支援事業による家族介護支援の事業として、二市においてそれぞれ介護用品支給事業や配食サービスなどを行っています。さらに、「介護者のつどい」を開催しており、介護知識の普及と介護者同士の交流を図っています。今後も、介護者が求める情報を提供するとともに、介護者の負担軽減につながる事業や「介護者のつどい」を開催する必要があります。
- 介護に取り組む家族が離職することなく、介護しながら働き続けられることをめざす「介護離職ゼロ」の取組が求められています。今後も、在宅サービスの充実を図りつつ、両立を支援するための制度の周知・啓発を進めることが必要です。

■「介護者のつどい」の開催状況

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
介護者のつどい				
「介護者のつどい」開催回数				
鈴鹿市	計画値	4回	4回	4回
	実績値	4回	3回	1回
亀山市	計画値	3回	3回	3回
	実績値	4回	3回	1回
男性介護者を対象とした「介護者のつどい」開催回数				
亀山市	計画値	1回	1回	1回
	実績値	1回	1回	0回

※令和2(2020)年度については見込値。

取組の方向性（総論から再掲）

- 家族介護者への相談窓口の周知を図るとともに、県の介護サービス情報公表システムの活用を促進するなど介護に関する情報提供を充実させます。家族介護者を経済的に支援する介護用品等の支給については、ニーズを把握した上で、事業の継続又は見直しを進めます。

取組内容

(1) 家族介護者への支援の充実

①相談窓口の周知と情報提供の充実

相談窓口である地域包括支援センターの周知を図るとともに、介護保険制度や事業所等についての情報を分かりやすく提供するため、県の介護サービス情報公表システムの周知を図ります。

②「介護者のつどい」の開催

家族介護者同士の情報交換と交流の機会をつくるため、「介護者のつどい」を開催し、より参加しやすい実施方法を模索します。

③家族介護支援事業の実施

家族介護を支援する事業については、二市と連携して必要な人に必要なサービスが届くよう、周知等の支援を行います。

(2)「介護離職ゼロ」に向けた取組

①介護離職防止のための在宅サービス等の充実

「介護離職ゼロ」の実現に向けて、求められる在宅介護サービスの確保を図るとともに、地域住民や企業等に対する介護休業制度などの周知に努めます。

事業量の見込

			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護者のつどい					
「介護者のつどい」開催回数					
鈴鹿市	計画値		4回	4回	4回
亀山市	計画値		3回	3回	3回

8 安定した居住環境の確保

現状と課題

- 高齢者の住まいの確保に関しては、二市とも住宅関係部署と連携して対応しており、亀山市では市営住宅へ的高齢者の優先入居を実施しています。今後も、高齢者の安定した居住環境を確保するため、住まいの確保とともに情報提供の充実が求められます。
- サービス提供事業所に対する質の向上を図るための介護相談員の派遣事業について、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅へも派遣を行い、相談員の聞き取り調査を通じてサービスの改善や向上を促しています。有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は増加傾向にあることから、今後も、情報共有のための意見交換の場づくりが必要です。

■ 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の状況（令和2(2020)年7月現在）

		調査対象数	回答数	定員数	入居者数
有料老人ホーム	鈴鹿市	14 施設	12 施設	286 人	263 人
	亀山市	6 施設	6 施設	85 人	76 人
サービス付き 高齢者向け住宅	鈴鹿市	22 施設	19 施設	586 人	481 人
	亀山市	5 施設	5 施設	199 人	173 人

※二市の実施によるアンケート調査結果による。なお、定員数、入居者数は回答があった施設のみの集計値。

取組の方向性（総論から再掲）

- 高齢者の住まいについての情報提供と相談体制を充実させます。
- 高齢者の住まいの一環として、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の質の向上に向けて、関係部局及び県との連携を図るとともに、介護相談員の訪問等の機会を充実させます。

取組内容

(1) 住まいの確保と居住環境の整備

① 住宅に関する情報提供と相談機会の確保

二市において住宅関係部署との連携を図り、高齢者向けの住宅に関する情報提供を行うとともに、相談体制の確立を図ります。

② 住宅改修事業の実施

高齢者が住み続けられる居住環境に向けて、住宅改修事業を実施します。

(2) 居住系サービスの質の確保

① 居住系サービスに対する助言等の実施

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅への介護相談員の訪問機会を確保し、サービスの改善や向上にかかる助言等を行うとともに、必要な場合には県に対し指導を働きかけます。

Ⅱ 介護が必要となっても安心して暮らせるために ～介護サービスの提供体制の確保とサービスの充実～

1 サービス提供基盤の整備

(1) 地域密着型サービスの施設整備

取組の方向性

○医療ニーズや認知症対応のニーズに応えるため、地域密着型事業所の立地を誘導し、サービス量の確保を図ります。

【地域密着型サービスの施設整備計画】（箇所数）

	実績値	整備計画			令和5年度 (2023) 末の計画値
	令和2年度 (2020) (見込み)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	2			2
鈴鹿第1	0	2			2
鈴鹿第2	0				
鈴鹿第3	0				
鈴鹿第4	0				
鈴鹿第5	0				
鈴鹿第6	0				
鈴鹿第7	0				
鈴鹿第8	0				
亀山第1	0				
亀山第2	0				

【地域密着型サービスの施設整備計画】（施設数〔定員数〕）

	実績値	整備計画			令和5年度 (2023) 末の計画値
	令和2年度 (2020) (見込み)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	
認知症対応型通所介護	5〔 60〕	—	—	—	5〔 60〕
鈴鹿第1		—	—	—	
鈴鹿第2	1〔 12〕	—	—	—	1〔 12〕
鈴鹿第3		—	—	—	
鈴鹿第4		—	—	—	
鈴鹿第5		—	—	—	
鈴鹿第6	1〔 12〕	—	—	—	1〔 12〕
鈴鹿第7		—	—	—	
鈴鹿第8	1〔 12〕	—	—	—	1〔 12〕
亀山第1		—	—	—	
亀山第2	2〔 24〕	—	—	—	2〔 24〕
小規模多機能型居宅介護	4〔105〕	—	—	—	4〔105〕
鈴鹿第1	1〔 29〕	—	—	—	1〔 29〕
鈴鹿第2		—	—	—	
鈴鹿第3		—	—	—	
鈴鹿第4		—	—	—	
鈴鹿第5		—	—	—	
鈴鹿第6	1〔 29〕	—	—	—	1〔 29〕
鈴鹿第7		—	—	—	
鈴鹿第8		—	—	—	
亀山第1	2〔 47〕	—	—	—	2〔 47〕
亀山第2		—	—	—	
看護小規模多機能型居宅介護	1〔 29〕	2〔 58〕			3〔 87〕
鈴鹿第1		} 2〔 58〕			} 3〔 87〕
鈴鹿第2	1〔 29〕				
鈴鹿第3					
鈴鹿第4					
鈴鹿第5					
鈴鹿第6					
鈴鹿第7					
鈴鹿第8					
亀山第1					
亀山第2					

	実績値	整備計画			令和5年度 (2023) 末の計画値
	令和2年度 (2020) (見込み)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	
認知症対応型共同生活介護	33〔351〕	—	—	2〔 18〕	35〔369〕
鈴鹿第1	5〔 63〕	—	—	—	5〔 63〕
鈴鹿第2	2〔 18〕	—	—	—	2〔 18〕
鈴鹿第3	1〔 9〕	—	—	1〔 9〕	2〔 18〕
鈴鹿第4	3〔 27〕	—	—	—	3〔 27〕
鈴鹿第5	2〔 18〕	—	—	—	2〔 18〕
鈴鹿第6	4〔 45〕	—	—	—	4〔 45〕
鈴鹿第7	3〔 27〕	—	—	—	3〔 27〕
鈴鹿第8	3〔 27〕	—	—	—	3〔 27〕
亀山第1	4〔 45〕	—	—	1〔 9〕	11〔126〕
亀山第2	6〔 72〕	—	—		
地域密着型特定施設入居者生活介護	1〔 29〕	—	—	—	1〔 29〕
鈴鹿第1		—	—	—	
鈴鹿第2		—	—	—	
鈴鹿第3		—	—	—	
鈴鹿第4		—	—	—	
鈴鹿第5		—	—	—	
鈴鹿第6	1〔 29〕	—	—	—	1〔 29〕
鈴鹿第7		—	—	—	
鈴鹿第8		—	—	—	
亀山第1		—	—	—	
亀山第2		—	—	—	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2〔 58〕	—	—	—	2〔 58〕
鈴鹿第1		—	—	—	
鈴鹿第2	1〔 29〕	—	—	—	1〔 29〕
鈴鹿第3		—	—	—	
鈴鹿第4		—	—	—	
鈴鹿第5		—	—	—	
鈴鹿第6		—	—	—	
鈴鹿第7		—	—	—	
鈴鹿第8		—	—	—	
亀山第1		—	—	—	
亀山第2	1〔 29〕	—	—	—	1〔 29〕

(2) 施設・居住系サービスの整備

取組の方向性（総論から再掲）

○重度の要介護者及び専門的な介護を必要とする要介護者等に対して，必要なサービスを提供できるよう，有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を把握・勘案しながら，入所施設のニーズに基づく必要な量を見定め，その確保を図ります。

【施設・居住系サービスの整備計画】（施設数〔定員数〕）

	実績値 令和2年度 (2020) (見込み)	整備計画			令和5年度 (2023) 末の計画値
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	
介護老人福祉施設	13〔960〕	—	—	1〔 80〕	14〔1,040〕
介護老人保健施設	5〔600〕	—	—	—	5〔600〕
介護療養型医療施設	1〔 5〕	—	—	—	〔 0〕
介護医療院	0〔 0〕	—	—	—	1〔 5〕
特定施設入居者生活介護	5〔215〕	—	—	—	5〔215〕

※介護療養型医療施設については、介護医療院に転換するものとする。

(3) リハビリテーションに関する目標の設定

取組の方向性

○要介護者等の生活機能を「心身機能」、「活動」、「参加」の側面から回復・維持・向上させることをめざし、次の取組内容と目標のもと、広域連合におけるリハビリテーションサービスの提供体制の構築を図ります。

【リハビリテーションにかかる実績と目標】

	実 績	目 標		
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
通所リハビリテーション事業所数	10	12	14	16
通所リハビリテーションサービス利用率(%)	10.1	10.4	10.7	11.0

※地域包括ケア「見える化」システムより

① リハビリテーションサービス利用の促進

訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションの事業所におけるサービス提供体制の確保を図り、利用者に対するリハビリテーションサービスの利用を促進します。

② 要介護者等の自立支援に向けたリハビリテーション専門職の関与

要介護者等のうち、機能回復に資するサービス利用の見込みがある場合は、自立支援型地域ケア会議の開催などを通じて、理学療法士や作業療法士等の専門職の関与がなされるよう努めます。

2 介護保険サービスの給付見込

(1) サービス利用者数の見込み

①施設・居住系サービス

施設・居住系サービスの利用者数については、基盤整備の見通しを踏まえて、次のとおり見込みます。

【施設・居住系サービス利用者数】

	令元 (2019)	令3 (2021)	令4 (2022)	令5 (2023)	令7 (2025)	令22 (2040)
居宅(介護予防)サービス						
特定施設入居者生活介護 (人)	182	182	182	182	182	182
地域密着型(介護予防)サービス						
認知症対応型共同生活介護 (人)	339	351	351	351	369	369
地域密着型特定施設入居者生活介護 (人)	29	29	29	29	29	29
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (人)	57	58	58	58	58	58
施設サービス						
介護老人福祉施設 (人)	884	917	917	917	997	997
介護老人保健施設 (人)	655	649	649	649	649	649
介護医療院 (人)	22	15	15	15	18	18
介護療養型医療施設 (人)	5	3	3	3		

②居宅サービス

要支援・要介護認定者が増加すると見込まれることから、居宅サービス利用対象者数も年々増加するものと見込み、令和5(2023)年度で9,996人が居宅サービス利用の対象になるものと推計します。

【居宅サービス利用対象者数（居住系サービスを除く）】

	令元 (2019)	令3 (2021)	令4 (2022)	令5 (2023)	令7 (2025)	令22 (2040)
居宅サービス利用対象者数 (人)	8,729	9,343	9,670	9,996	10,413	12,697
要支援1 (人)	1,640	1,682	1,732	1,780	1,860	2,036
要支援2 (人)	1,632	1,691	1,736	1,783	1,850	2,099
要介護1 (人)	1,934	1,722	1,774	1,825	1,914	2,334
要介護2 (人)	1,518	2,055	2,127	2,195	2,325	2,753
要介護3 (人)	982	1,047	1,094	1,142	1,161	1,540
要介護4 (人)	611	648	683	722	745	1,126
要介護5 (人)	412	498	524	549	558	809

(2) 介護サービス量の見込

①地域密着型以外の居宅サービス

各サービスの見込量については、過去の給付実績から利用率及び平均利用回数・日数を算出し、前述の居宅サービス利用対象者数に掛け合わせることで算出します。

【サービス見込量（一月あたり）】

〔予防給付〕

	令元 (2019)	令3 (2021)	令4 (2022)	令5 (2023)	令7 (2025)	令22 (2040)
介護予防訪問入浴介護 (回)	—	—	—	—	—	—
(人)	—	—	—	—	—	—
介護予防訪問看護 (回)	919	948	971	994	1,034	1,169
(人)	116	120	123	126	131	148
介護予防訪問リハビリテーション (回)	594	612	631	642	673	758
(人)	57	59	61	62	65	73
介護予防居宅療養管理指導 (人)	51	53	54	55	57	65
介護予防通所リハビリテーション (人)	220	220	226	238	245	270
介護予防短期入所生活介護 (日)	35	35	36	38	39	43
(人)	919	948	971	994	1,034	1,169
介護予防短期入所療養介護 (日)	3	—	—	—	—	—
(人)	0	—	—	—	—	—
介護予防福祉用具貸与 (人)	1,112	1,148	1,179	1,212	1,261	1,412
介護予防特定福祉用具販売 (人)	18	18	19	20	20	23
介護予防住宅改修 (人)	32	34	34	36	38	41
介護予防特定施設入居者生活介護 (人)	18	20	20	20	20	20
介護予防支援 (人)	1,362	1,406	1,445	1,485	1,545	1,728

〔介護給付〕

		令元 (2019)	令3 (2021)	令4 (2022)	令5 (2023)	令7 (2025)	令22 (2040)
訪問介護	(回)	27, 227	30, 467	31, 817	33, 127	34, 224	46, 133
	(人)	1, 352	1, 492	1, 552	1, 610	1, 674	2, 170
訪問入浴介護	(回)	394	452	477	498	512	733
	(人)	78	90	95	99	102	145
訪問看護	(回)	4, 422	5, 063	5, 291	5, 502	5, 702	7, 626
	(人)	480	544	568	590	613	810
訪問リハビリテーション	(回)	1, 939	2, 254	2, 355	2, 455	2, 544	3, 285
	(人)	175	202	211	220	228	295
居宅療養管理指導	(人)	767	859	895	933	967	1, 279
通所介護	(回)	36, 325	40, 089	41, 646	43, 236	45, 003	57, 635
	(人)	2, 761	3, 023	3, 138	3, 255	3, 392	4, 316
通所リハビリテーション	(回)	8, 098	9, 062	9, 429	9, 794	10, 206	13, 048
	(人)	803	895	931	967	1, 008	1, 287
短期入所生活介護	(日)	7, 267	8, 144	8, 512	8, 888	9, 151	12, 308
	(人)	705	791	825	860	888	1, 172
短期入所療養介護	(日)	584	666	703	722	754	1, 019
	(人)	66	74	78	80	84	112
福祉用具貸与	(人)	2, 921	3, 289	3, 424	3, 557	3, 699	4, 792
特定福祉用具販売	(人)	38	40	45	45	46	60
住宅改修	(人)	33	33	37	37	38	50
特定施設入居者生活介護	(人)	164	162	162	162	162	162
居宅介護支援	(人)	4, 644	5, 106	5, 304	5, 502	5, 735	7, 317

②地域密着型サービス

各地域密着型サービスの見込量については、過去の給付実績から利用率及び平均利用回数・日数を算出し、前述の居宅サービス利用対象者数に掛け合わせることに加え、新たな基盤整備分を加味して算出します。

【サービス見込量（一月あたり）】

〔予防給付〕

	令元 (2019)	令3 (2021)	令4 (2022)	令5 (2023)	令7 (2025)	令22 (2040)
介護予防認知症対応型通所介護(回)	3	—	—	—	—	—
(人)	1	—	—	—	—	—
介護予防小規模多機能型居宅介護 (人)	19	20	20	22	22	25
介護予防認知症対応型共同生活介護 (人)	1	—	—	—	—	—

〔介護給付〕

	令元 (2019)	令3 (2021)	令4 (2022)	令5 (2023)	令7 (2025)	令22 (2040)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護(人)	1	—	20	20	20	20
夜間対応型訪問介護 (人)	—	—	—	—	—	—
地域密着型通所介護 (回)	5, 771	6, 359	6, 622	6, 883	7, 141	9, 193
(人)	490	531	552	573	596	758
認知症対応型通所介護 (回)	344	369	398	412	424	536
(人)	26	28	30	31	32	40
小規模多機能型居宅介護 (人)	77	87	91	94	97	127
認知症対応型共同生活介護 (人)	338	351	351	351	369	369
地域密着型特定施設入居者生活介護 (人)	29	29	29	29	29	29
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (人)	57	58	58	58	58	58
看護小規模多機能型居宅介護 (人)	17	18	63	66	66	81

③地域密着型以外の施設サービス

地域密着型以外の施設サービスの見込量については、次のとおり設定します。

【サービス見込量（一月あたり）】

	令元 (2019)	令3 (2021)	令4 (2022)	令5 (2023)	令7 (2025)	令22 (2040)
介護老人福祉施設 (人)	884	917	917	917	997	997
介護老人保健施設 (人)	655	649	649	649	649	649
介護医療院 (人)	22	15	15	15	18	18
介護療養型医療施設 (人)	5	3	3	3		

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業の見込み

①介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業の見込量については、平成 30(2018)年度と令和元(2019)年度の利用実績をもとに、対象者数の伸びを勘案して算出します。

【事業見込量】

			令和元 (2019)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
訪問型	旧介護予防訪問介護相当サービス利用者数（延べ人数）	広域連合	6,293	7,250	7,790	8,100
	緩和した基準によるサービス利用者数（延べ人数）	広域連合	—	—	—	270
	住民主体によるサービス(シルバー人材センター分 延べ利用者数)	鈴鹿市	50	1,600	1,600	1,600
		亀山市	0	150	200	250
	住民主体によるサービス(支援を行った地域づくり・まちづくり協議会の数)	鈴鹿市	—	0	1	3
		亀山市	—	0	0	2
	短期集中予防サービス利用者数（延べ人数）	鈴鹿市	40	270	270	270
		亀山市	0	10	15	20
通所型	旧介護予防通所介護相当サービス利用者数（延べ人数）	広域連合	15,689	13,960	15,000	16,120
	緩和した基準によるサービス利用者数（延べ人数）	広域連合	—	1,900	2,380	2,480
	住民主体によるサービス(支援を行った地域づくり・まちづくり協議会の数)	鈴鹿市	—	0	1	3
		亀山市	—	0	0	2
	短期集中予防サービス利用者数（延べ人数）	鈴鹿市	107	2,000	2,000	2,000
		亀山市	0	10	15	20

②一般介護予防事業

一般介護予防事業の見込量については、平成 30(2018)年度と令和元(2019)年度の利用実績をもとに、対象者数の伸びを勘案して算出します。

【事業見込量】

		令和元 (2019)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
介護予防普及啓発事業の参加者数(延べ人数)	鈴鹿市	22,569	31,000	31,000	31,000
	亀山市	11,841	12,000	12,000	12,000
地域介護予防活動支援事業 地域づくり協議会・まちづくり協議会での通いの場 などの介護予防活動に対し支援を行った協議会の数	鈴鹿市	2	7	10	12
	亀山市	3	6	8	10
地域リハビリテーション活動支援事業 介護予防活動のための講師派遣利用者数(延べ人数)	鈴鹿市	681	1,100	1,260	1,400
	亀山市	107	150	180	200

③介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメントの見込量については、平成 30(2018)年度と令和元(2019)年度の利用実績をもとに、対象者数の伸びを勘案して算出します。

【事業見込量】

		令和元 (2019)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
介護予防ケアマネジメント 実施件数(延べ件数)	広域連合	11,270	12,670	13,620	14,640

3 事業費の見込と保険料の設定

(1) 介護保険の総事業費等の見込み

① 予防給付

本計画期間における各サービスの予防給付費見込額は、要介護度別に推計した目標事業量（見込み）と介護報酬単価の改定を踏まえた要介護度別のサービス標準単価を乗じて次のように推計され、その総額は3年間で約13億円となります。

【予防給付費（総費用額の原則90%）の推計（単位：千円）】

項 目	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和3～5年度 (2021～2023) 計
(1) 地域密着型以外のサービス				
介護予防訪問入浴介護	—	—	—	—
介護予防訪問看護	41,566	42,577	43,587	127,730
介護予防訪問リハビリテーション	21,240	21,919	22,300	65,459
介護予防居宅療養管理指導	6,219	6,337	6,453	19,009
介護予防通所リハビリテーション	115,262	118,527	121,792	355,581
介護予防短期入所生活介護	16,036	16,556	17,380	49,972
介護予防短期入所療養介護	—	—	—	—
介護予防福祉用具貸与	80,890	83,067	85,391	249,348
特定介護予防福祉用具販売	4,598	4,845	5,107	14,550
介護予防住宅改修	26,053	26,053	27,586	79,692
介護予防特定施設入居者生活介護	16,059	16,059	16,059	48,177
(2) 地域密着型サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	—	—	—	—
介護予防小規模多機能型居宅介護	15,525	15,525	17,078	48,128
介護予防認知症対応型共同生活介護	—	—	—	—
(3) 介護予防支援	77,987	80,150	82,368	240,505
予防給付費計	421,435	431,615	445,101	1,298,151

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

②介護給付

本計画期間における各サービスの介護給付費見込額は、要介護度別に推計した目標事業量（見込み）と介護報酬単価の改定を踏まえた要介護度別のサービス標準単価を乗じて次のように推計され、その総額は3年間で約500億円となります。

【介護給付費（総費用額の原則90%）の推計（単位：千円）】

項 目	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和3～5年度 (2021～2023) 計
(1) 地域密着型以外のサービス				
訪問介護	973,795	1,016,528	1,057,885	3,048,208
訪問入浴介護	65,297	68,876	71,896	206,069
訪問看護	275,292	287,767	299,430	862,489
訪問リハビリテーション	78,596	82,097	85,598	246,291
居宅療養管理指導	83,864	87,406	91,137	262,407
通所介護	3,726,193	3,874,949	4,027,706	11,628,848
通所リハビリテーション	931,116	970,504	1,009,488	2,911,108
短期入所生活介護	842,468	881,268	920,697	2,644,433
短期入所療養介護	93,244	98,653	101,099	292,996
福祉用具貸与	512,880	535,459	557,702	1,606,041
特定福祉用具販売	11,173	12,609	12,609	36,391
住宅改修	24,282	27,360	27,360	79,002
特定施設入居者生活介護	371,540	371,540	371,540	1,114,620
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	8,387	8,387	16,774
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	595,962	621,888	647,321	1,865,171
認知症対応型通所介護	49,715	53,496	55,861	159,072
小規模多機能型居宅介護	206,591	216,973	225,013	648,577
認知症対応型共同生活介護	1,065,457	1,065,457	1,065,457	3,196,371
地域密着型特定施設入居者生活介護	63,716	63,716	63,716	191,148
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	184,063	184,063	184,063	552,189
看護小規模多機能型居宅介護	42,862	150,749	159,322	352,933
(3) 居宅介護支援	898,371	933,980	969,763	2,802,114
(4) 介護保険施設サービス				
介護老人福祉施設	2,894,233	2,894,233	2,894,233	8,682,699
介護老人保健施設	2,144,437	2,144,437	2,144,437	6,433,311
介護療養型医療施設・介護医療院	67,179	67,179	67,179	201,537
介護給付費計	16,202,326	16,719,574	17,118,899	50,040,799

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

③標準給付費の算出

標準給付費は、介護給付費と予防給付費の合計である「総給付費」に、「特定入所者介護サービス費等給付額（低所得者が施設に入所、あるいは短期入所サービスに滞在したときの食費・居住費の補足給付額）」、「高額介護サービス費等給付額（利用者が1か月間に支払った1割負担が一定の上限を超えた場合に払い戻される給付額）」、「高額医療合算介護サービス費等給付額（医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減する給付額）」及び「算定対象審査支払手数料（算定対象となる国保連合会に支払う手数料）」を加えた費用であり、次のとおり設定します。

なお、設定にあたっては、制度改正に伴う負担の見直しによる影響額を推計し、加味するとともに、介護報酬の改定分を加え算定しました。【未反映】

【標準給付費の見込み（単位：千円）】

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和3～5年 度 (2021～ 2023)計
総給付費	16,623,761	17,151,189	17,564,000	51,338,950
特定入所者介護サービス費等給付額（調整後）	566,983	584,972	599,052	1,751,006
特定入所者介護サービス費等給付額	566,983	584,972	599,052	1,751,006
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額				
高額介護サービス費等給付額（調整後）	423,580	437,019	447,538	1,308,137
高額介護サービス費等給付額	423,580	437,019	447,538	1,308,137
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額				
高額医療合算介護サービス費等給付額	60,300	62,213	63,711	186,224
算定対象審査支払手数料	13,974	14,417	14,764	43,156
支払件数（件）	214,985	221,806	227,144	663,935
一件あたり単価（円）	65	65	65	
標準給付費	17,688,598	18,249,810	18,689,064	54,627,473

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

④地域支援事業費の算出

地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業費については、「２－(3)介護予防・日常生活支援総合事業の見込み」の事業量に対する単価等を掛け合わせ、事業費を算出します。

包括的支援事業費・任意事業費については、実績に伴う事業費から、高齢者人口の伸びを勘案して次のとおり設定します。

【地域支援事業費の見込み（単位：千円）】

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和3～5年 度 (2021～ 2023)計
介護予防・日常生活支援総合事業費	680, 890	723, 494	772, 747	2, 177, 131
包括的支援事業費(地域包括支援センター運営費)・任意事業費	418, 029	418, 756	420, 651	1, 257, 436
包括的支援事業費(社会保障充実分)	126, 135	126, 355	126, 926	379, 416
地域支援事業費	1, 225, 054	1, 268, 605	1, 320, 324	3, 813, 983

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

⑤介護保険事業費総額の算出

介護保険事業にかかる総事業費は、標準給付費見込額と地域支援事業費見込額を合計し、次のとおり設定します。

【介護保険事業費の見込み（単位：千円）】

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和3～5年 度 (2021～ 2023)計
標準給付費	17, 688, 598	18, 249, 810	18, 689, 064	54, 627, 473
地域支援事業費	1, 225, 054	1, 268, 605	1, 320, 324	3, 813, 983
総事業費	18, 913, 652	19, 518, 415	20, 009, 388	58, 441, 455

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

(2) 介護保険料基準額の設定

①保険給付費の財源

介護保険事業では，法定サービス（介護給付サービス，予防給付サービス，高額介護サービス，特定入所者介護サービス）を実施していく際の標準給付費は，サービスの提供内容によって決まり，保険料に反映されます。

介護保険制度においては，介護サービスの総事業費から利用者負担分を除いた標準給付費の負担は，原則として50%を被保険者の保険料，50%を公費としています。また，被保険者の保険料のうち，令和3（2021）年度から5（2023）年度においては，原則として23%を第1号被保険者，27%を第2号被保険者がまかなうこととなります。

【介護給付サービス，予防給付サービスにかかる費用額の財源構成】

費用額						
介護給付費・予防給付費（費用額の原則として 90％）						利用者負担
保険料 50％		公費 50％				
第 1 号被保険者 保険料	第 2 号被保険者保険料 （支払基金から交付）	国		県	広域 連合	
		調整交付金 5％ （※）	20％ （定率）			
23％	27％ （定率）					

（施設等給付費の公費部分の財源割合）

国		県	広域 連合
調整交付金 5% （※）	15% （定率）	17.5% （定率）	12.5% （定率）

利用者負担分は，原則として費用額の10%となります。ただし，一定以上の所得がある人がサービスを利用した場合は，費用額の20%または30%を負担することとなります。

なお，「調整交付金（※）」とは，後期高齢者人口の比率や高齢者の所得水準による保険料水準の格差を調整するために，国から交付されるものです。各保険者の後期高齢者人口の比率や高齢者の所得水準によって調整交付金の率が増減すると，連動して第1号被保険者の負担割合も増減します。【調整交付金の計算方法については見直しが予定されています】

②地域支援事業費の財源

地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業については、半分を公費（国，県，広域連合）で負担し，残りの半分を第１号被保険者及び第２号被保険者の保険料で負担します。

また，包括的支援事業・任意事業については，77％を公費（国，県，広域連合）で負担し，残りを第１号被保険者の保険料で負担します。

【地域支援事業の財源構成】

介護予防・日常生活支援総合事業費

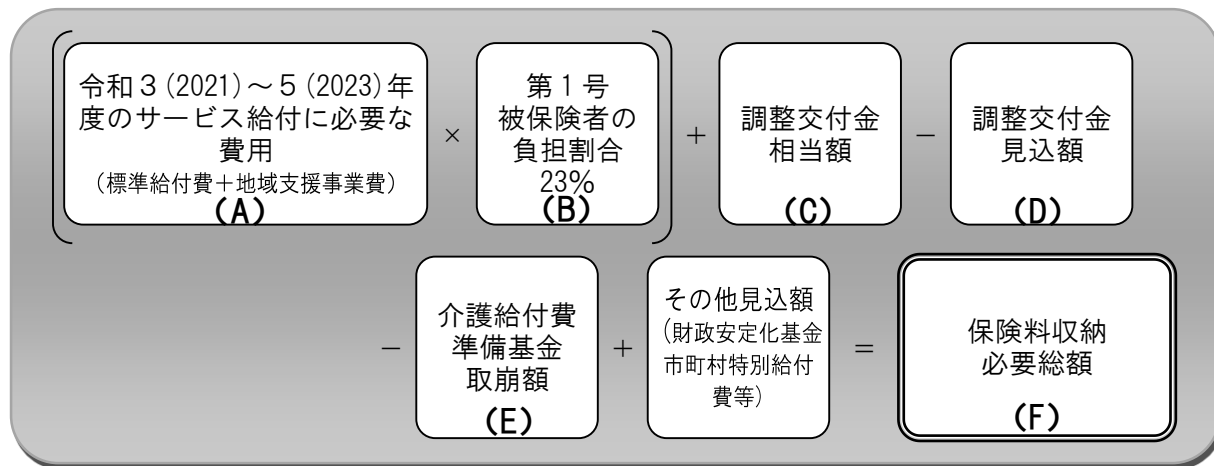
第１号被保険者 保険料	第２号被保険者 保険料	国	県	広域 連合
23%	27%	25%	12.5%	12.5%

包括的支援事業，任意事業費

第１号被保険者 保険料	国	県	広域 連合
23%	38.5%	19.25%	19.25%

③第1号被保険者の介護保険料基準額の算出

保険料収納必要総額は、次の方法で算出します。



介護給付費準備基金の残高から5億円【仮設定】取り崩した結果、本広域連合の令和3(2021)年度から5(2023)年度までの保険料収納必要総額は、約145億円となります。

【保険料収納必要額（3年間合計）の算出（単位：千円）】

	令和3～5年度 (2021～2023) 計
総事業費 (A)	58,441,455
第1号被保険者負担分相当額 (B)	13,441,535
調整交付金相当額 (C)	2,840,230
調整交付金見込額 (D)	△ 1,287,700
介護給付費準備基金取崩額 (E)	△ 500,000
財政安定化基金拠出金見込額	—
財政安定化基金償還金	—
市町村特別給付費等見込額	—
保険料収納必要額 (F)	14,494,065

※調整交付金相当額と調整交付金見込額との差額は第1号被保険者の負担となります。

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

さらに、保険料賦課総額は、次の方法で算出します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \begin{array}{c} \text{保険料収納} \\ \text{必要総額} \\ \text{(F)} \end{array} \div \begin{array}{c} \text{予定保険料} \\ \text{収納率} \\ \text{(G)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{保険料賦課総額} \\ \text{(H)} \end{array} \\ \hline \end{array}$$

その結果、本広域連合の令和3(2021)年度から5(2023)年度までの保険料賦課総額は、約147億円となります。

本広域連合の第1号被保険者数は令和3(2021)年度から5(2023)年度の3年間で延べ191,860人と推計されますが、保険料基準額については、所得段階別加入割合に応じて算出します。

保険料賦課総額に対して、所得段階別加入割合を考慮して介護保険料基準額を算出すると、6,073円/月となります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \begin{array}{c} \text{保険料賦課総額} \\ \text{(H)} \end{array} \div \begin{array}{c} \text{所得段階別} \\ \text{加入割合補} \\ \text{正後第1号} \\ \text{被保険者数} \\ \text{(3年間)} \\ \text{(I)} \end{array} \div 12 \text{ か月} = \begin{array}{c} \text{保険料標準月額} \\ \text{(J)} \end{array} \\ \hline \end{array}$$

【保険料基準額の算出】

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和3～5年度 (2021～2023) 計
予定保険料収納率 (G)	98.6%			
第1号被保険者数	63,783 人	63,894 人	64,183 人	
所得段階別加入割合 補正後被保険者数 (I)	67,053 人	67,170 人	67,473 人	
保険料基準額 (月額) (J)				6,073 円

Ⅲ サービスを安心して利用できるために

～介護保険制度の円滑な運営～

1 所得に応じた費用負担

現状と課題

- 介護保険制度を円滑に運営していくため、負担能力に応じた所得段階の設定により介護保険料を負担していただくとともに、国の制度に則り、消費税増税分を財源として公費による低所得者の負担軽減を実施しました。一方で、現役並みの所得者に対し自己負担2割または3割の負担割合証を交付し、応分の負担をしていただいています。引き続き、所得に応じた負担を求めるとともに、低所得者に対しては、国の動向を踏まえた負担軽減等を実施していく必要があります。

取組の方向性

- 介護保険制度を持続し、安定的な運営を図るため、所得に応じた保険料及び利用者負担を求めるとともに、低所得者への配慮を継続します。

取組内容

(1) 保険料の所得段階及び料率の設定

介護保険料の所得段階については、現行の11段階を維持し、所得に応じた負担を求めます。

なお、所得段階については、国の標準段階の見直しに合わせた設定を行います。

【未反映】

(2) 低所得者への配慮

介護保険料について、一部の所得段階において、引き続き公費による負担軽減を図ります。

また、低所得者の利用者負担の軽減を図るため、国の制度に基づき障がい者ホームヘルプサービス利用者等に対する利用者負担の軽減及び社会福祉法人による利用者負担の軽減を実施します。

(3) 利用者負担の公平化

制度改正を踏まえ、施設における食費や居住費の負担（特定入所者介護サービス費）や高額介護サービス費についての見直しを図ります。

【所得段階の内訳と保険料基準額に対する割合（公費負担による軽減前）】

所得段階	市町村民税の課税状況	所得などの条件	国の標準	鈴鹿亀山地区広域連合	
				基準額に対する割合	保険料年額 （※1）
第 1 段階	生活保護を受給している人		第 1 段階 （×0.50）	0.50 （※2）	36, 440
	本人及び世帯員全員非課税	老齢福祉年金を受けている人または、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間 80 万円以下の人			
本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間 80 万円を超え、120 万円以下の人		第 2 段階 （×0.75）	0.68 （※2）	49, 560	
第 3 段階		第 1 段階・第 2 段階対象者以外の人	第 3 段階 （×0.75）	0.75 （※2）	54, 670
第 4 段階	本人が非課税かつ世帯員が課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間 80 万円以下の人	第 4 段階 （×0.90）	0.90	65, 600
第 5 段階		第 4 段階以外の人	第 5 段階 （基準額）	1.00	72, 890
第 6 段階	本人が課税	合計所得金額が年間 120 万円未満の人	第 6 段階 （×1.20）	1.20	87, 460
第 7 段階		合計所得金額が年間 120 万円以上、200 万円未満の人	第 7 段階 （×1.30）	1.30	94, 750
第 8 段階		合計所得金額が年間 200 万円以上、300 万円未満の人	第 8 段階 （×1.50）	1.50	109, 330
第 9 段階		合計所得金額が年間 300 万円以上、500 万円未満の人	第 9 段階 （×1.70）	1.70	123, 900
第 10 段階		合計所得金額が年間 500 万円以上、750 万円未満の人		1.85	134, 840
第 11 段階		合計所得金額が年間 750 万円以上の人		2.00	145, 770

※1 各段階別保険料の算定にあたっては、保険料基準額年額に各段階の保険料率を乗じた上で、1円未満を切り上げ、10円未満を切り捨てています。

※2 第1段階から第3段階は消費税引き上げに伴う収分を公費として投入し、負担軽減を図ります。

注：所得段階の設定条件については、国の見直しを受けて設定します。【未反映】

2 介護給付の適正化

現状と課題

- 介護給付の適正化を図るため、①認定審査の適正化、②ケアプラン点検、③住宅改修等の点検、④縦覧点検・医療情報との突合、⑤介護給付費通知の5つの取組を行っています。認定については、要介護認定を行う体制の計画的な整備を行うことの重要性を認識し、認定審査の適正化・平準化を図るため、調査員、審査員の研修などを行っています。また、地域包括支援センターの主任ケアマネジャーによるケアプラン点検を実施し、給付の適正化とケアプラン作成能力の向上を図っています。住宅改修、福祉用具購入に対しては、その必要性を確認し、縦覧点検や介護給付費の通知により、不適切な請求の防止を図っています。ケアプラン点検、住宅改修等の点検において、ケアマネジャーの知識・理解が問われることから、適正化の取組と合わせて、ケアマネジャーの資質向上を図る必要があります。

■ 給付適正化の取組状況

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
認定審査の適正化			
認定調査員新任研修（広域連合）			
計画値	1回	1回	1回
実績値	1回	1回	2回
認定調査員現任研修（広域連合）			
計画値	1回	1回	1回
実績値	1回	1回	1回※
認定調査員新任・現任研修（三重県）			
計画値	各1回	各1回	各1回
実績値	各1回	1回（現任のみ）	1回（新任のみ）※
介護認定審査会現任研修（広域連合）			
実績値	1回	1回	1回※
介護認定審査会委員新任・現任研修（三重県）			
計画値	各1回	各1回	各1回
実績値	各1回	各1回	1回（新任のみ）
介護認定主治医研修会（医師会）			
計画値	1回	1回	1回
実績値	1回	1回	1回
介護認定審査会合議体長会議（広域連合）			
計画値	1回	1回	1回
実績値	1回	1回	1回

※令和2（2020）年度については見込値。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点で、課題提出やビデオ研修等で実施方法を工夫して開催。

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
ケアプラン点検			
ケアプラン点検実施回数			
計画値	12回	12回	12回
実績値	12回	11回	6回
住宅改修等の点検			
住宅改修点検回数（事前協議）			
実績値	844件	796件	371件
住宅改修点検回数（支給申請）			
実績値	836件	774件	383件
福祉用具購入点検回数（事前協議）			
実績値	688件	672件	367件
介護給付費通知			
介護給付費通知送付回数			
計画値	4回	4回	4回
実績値	4回	4回	4回

※令和2(2020)年度については見込値。ただし、住宅改修等については9月末現在の実績値。

取組の方向性

○介護給付費等の増大を見据え、今後も介護保険事業の安定的な運営を継続するため、引き続き、①認定審査の適正化、②ケアプラン点検、③住宅改修等の点検、④縦覧点検・医療情報との突合、⑤介護給付費通知の5つの取組を進めます。

取組内容

(1) 認定審査の適正化

安定的な認定調査の実施に向け、認定調査員及び認定調査委託事業者の確保を図るとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底します。また、要介護認定の統一性、公平性を確保するため、認定調査員の研修を行うとともに、認定調査票の全件点検を継続実施します。

さらに、認定審査会の適正化を図るため、認定審査会委員研修会を実施し、認定審査会委員の資質の向上を図るとともに、合議体長会議の開催により合議体間の平準化を図り、審査の公平・公正性の確保に努めます。

(2) ケアプラン点検

利用者の自立支援に資する適切なケアプランであるかどうかという視点から、利用者にとって真に必要なサービスが組み込まれていることを確認することにより、給付の適正化とともにケアマネジャーのケアプラン作成能力の向上を図るため、ケアプラン点検を実施します。

(3) 住宅改修等の点検

住宅改修や福祉用具の購入に際し、利用者のニーズや状態に合った適正な給付であるかどうかを点検します。

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

三重県国民健康保険団体連合会に委託し、医療と介護の重複請求や事業所からの請求内容誤りなど不適切な請求がないか確認します。

(5) 介護給付費通知

事業所からの介護報酬費用を利用者に通知することで、改めて利用者自身が受けているサービスを確認し、不適正な請求を防ぎます。

事業量の見込

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
認定審査の適正化			
認定調査員新任研修（広域連合）			
計画値	1回	1回	1回
認定調査員現任研修（広域連合）			
計画値	1回	1回	1回
認定調査員新任・現任研修（三重県）			
計画値	各1回	各1回	各1回
介護認定審査会現任研修（広域連合）			
計画値	1回	1回	1回
介護認定審査会委員新任・現任研修（三重県）			
計画値	各1回	各1回	各1回
介護認定主治医研修会（医師会）			
計画値	1回	1回	1回
介護認定審査会合議体長会議（広域連合）			
計画値	1回	1回	1回
ケアプラン点検			
ケアプラン点検実施回数			
計画値	12回	12回	12回
介護給付費通知			
介護給付費通知送付回数			
計画値	4回	4回	4回

3 事業者に対する相談・指導及び情報提供の推進

現状と課題

- 介護保険事業者に対する相談・指導については、地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所への実地指導を順次実施し、必要な指摘、改善指導を行っています。制度改正等があった場合には、各事業所に対しメール等で情報提供を行っています。また、介護相談員による事業所訪問等によって、利用者の声からのサービスの改善・向上を促しています。今後は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う相談の増加が考えられるとともに、介護相談員については、対象事業所が増加することに対する派遣方法の見直しが求められます。
- 介護現場においては、慢性的な人材不足が続いており、人材不足を訴える事業所に対しては、集団指導や実地指導を通じて、介護労働安定センターなどの相談機関を紹介するなどしています。今後も、様々な方策を取り入れ、人材確保に取り組むことが求められます。

■ 事業者への相談・指導の状況

	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
事業者への相談・指導			
実地指導の実施			
計画値	12 回	12 回	12 回
実績値	19 回	30 回	5 回

※令和 2 (2020) 年度については見込値。

■ 介護相談員の派遣先一覧（平成 31(2019)年 1 月現在）

サービス種類	事業所数
認知症対応型共同生活介護	32 か所
認知症対応型通所介護	2 か所
小規模多機能型居宅介護	3 か所
小規模多機能型居宅介護 サテライト	2 か所
介護老人福祉施設	13 か所
地域密着型介護老人福祉施設	2 か所
介護老人保健施設	5 か所
通所介護	34 か所
地域密着型通所介護	7 か所
通所リハビリテーション	5 か所
短期入所生活介護	13 か所
特定施設入居者生活介護	2 か所
有料老人ホーム等	2 か所
計	122 か所

取組の方向性（一部、総論から再掲）

- サービスの質の向上を図るため、事業者に対する相談・指導及び情報提供を継続して行います。
- 家族介護者が働きながら介護ができるよう、効果的な介護保険サービスの確保や支援体制づくりを進めます。あわせて、介護保険サービスが持続的に提供されるよう、介護人材の確保や介護現場での業務負担の軽減を図ります。

取組内容

(1) サービスの質の向上

①事業者に対する指導の実施

地域密着型サービス、居宅介護支援及び介護予防・生活支援サービスの提供事業者に対する指導を実施し、必要な改善等を促します。

②事業者に対する相談・情報提供の充実

サービス提供事業者からの相談に随時対応するとともに、メール等を活用して必要な情報提供を行います。

③介護相談員活動の推進

介護保険施設等への介護相談員への派遣を継続し、利用者の声を聴き取り、その解消に努めるとともに、サービスの質的向上につなげます。

(2) マンパワーの確保

①総合的な人材確保策の推進【拡充】

人材確保やスキルアップにつながる研修を実施するとともに、県や職能団体による研修に関する情報提供を行います。また、人材の定着化に向けた経験者研修のあり方について検討を行います。

さらに、地域住民や学生に向けて、介護の仕事に興味・関心を持ってもらうための啓発活動の充実を図ります。

②介護現場における業務改善の推進【新規】

介護現場における省力化を促すため、介護ロボットや情報通信機器の導入などに対する補助金等の情報提供を行います。

また、各種提出資料の簡略化、オンライン化を進めるなど、文書事務等の負担の軽減に向けた取組を進めます。

事業量の見込

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
事業者への相談・指導			
実地指導の実施			
計画値	30回	30回	30回

4 災害や感染症等への備えの充実

現状と課題

- 近年、全国各地で災害が頻発しており、介護保険施設が被害を受けるなど、災害への備えが重要視されています。また、令和2(2020)年度に拡大した新型コロナウイルス感染症については、介護サービスの提供に当たって様々な制約をもたらすとともに、介護予防活動や通いの場といった住民主体の活動にも大きな影響を及ぼしています。今後も、こうした危機に対応しながら必要な介護サービスを提供し、住民による活動が継続できるよう、備えを行っていくことが求められます。

取組の方向性（総論から再掲）

- 災害や感染症の発生時においても持続的に介護サービスが提供されるよう、各事業所における危機管理体制の構築を促すとともに、必要な情報・支援の提供体制を構築します。
- 災害の発生に備えて、普段からの見守りネットワークの充実を促すとともに、災害時要援護者対策や福祉避難所確保などにおいて関係機関との連携を強化します。
- 感染症の拡大防止に配慮した「新しい生活様式」の中で、地域における支え合いや交流のための活動が持続できるよう、必要な情報・支援の提供体制を構築します。

取組内容

(1) 災害等への備えの充実

①業務継続計画の策定支援【新規】

災害等の発生時においても介護サービスの提供が継続できるよう、各事業所における業務継続計画の策定などに対する情報提供を行います。

②防災対策の促進【拡充】

災害等の発生に備え、地域における見守りネットワークの充実を促すとともに、事業所と地域との連携を図る中で災害時の避難対策などの構築を促します。

(2) 感染症等への備えの充実と「新たな生活様式」への対応【新規】

新型感染症等に対しての備えと的確な対応が図られるよう、関係機関との連携体制の構築を図り、正確な情報の迅速な提供に努めます。

介護サービスや住民による活動において、「新たな生活様式」への対応が図られるよう、二市及び県等と連携し、情報提供と必要な支援に努めます。

5 事業の推進体制

現状と課題

- 介護保険事業の推進にあたっては、毎年度、運営委員会を開催し、その評価に基づき次年度の改善につなげるなど、進行管理を図っています。また、利用者等からの苦情については、地域包括支援センターや関係機関と連携しながら対応を行っています。二市との連携に関しては、広域連合から二市に賦課徴収事務及び地域支援事業を委託し、連携を密にして事業を実施しています。引き続き、事業の推進体制を確立し、事業運営を円滑に進めるとともに、保険者機能強化の検討の場となるよう、運営委員会において点検・評価を行う必要があります。

取組の方向性

- 介護保険事業の円滑な運営のため、運営委員会における評価を通じたPDCAサイクルに基づく計画の進行管理を図るとともに、二市との緊密な連携による事業実施を図ります。



■ PDCAサイクルのイメージ

取組内容

(1) 運営委員会の円滑な運営

運営委員会を今後も定期的に継続実施し，介護保険事業にかかる総合的な評価，運営管理のための検討機関として活用を図ります。

(2) 苦情処理体制の充実

相談・苦情に対して，適切かつ迅速に対応できるよう，広域連合と地域包括支援センター窓口での対応を強化するとともに，関係機関との連絡・連携を強化します。

(3) 広域連合と二市との連携

引き続き，二市との緊密な連携のもと，介護保険事業の運営を行います。

賦課徴収事務については二市への委託を継続し，収納率の向上に向けた方策や効率的な事務の実施方法等について協議・検討を行いながら，介護保険財政の健全性の確保に努めます。

